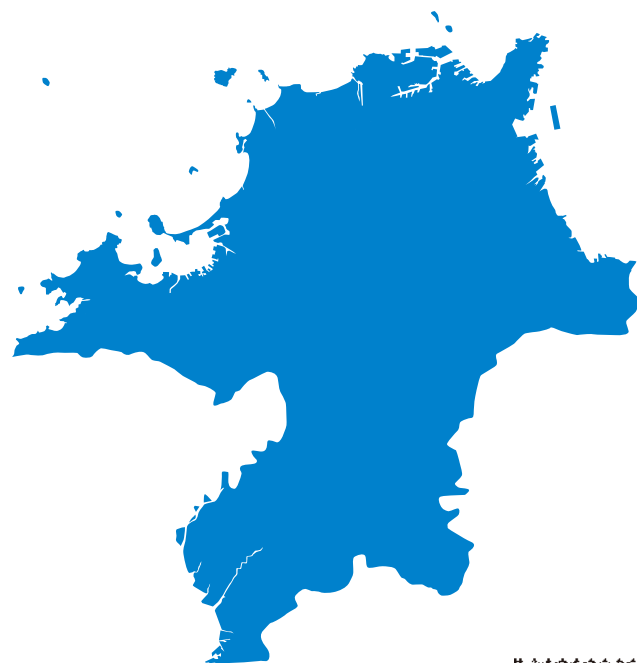
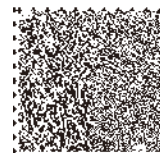
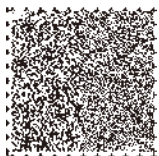


福岡県  
文化芸術振興  
基本計画



令和3(2021)年度  
→令和7(2025)年度





このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

## はじめに

文化芸術は、人々が暮らしの中で、自由に楽しみ、親しみ、創り出していくものです。また、年齢、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人に社会参加の機会を与え、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う精神をはぐくむものであります。

本県では、広く県民の皆さまに文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会を提供するため、「ふくおか県民文化祭」の開催、アクロス福岡や九州芸文館、大濠公園能楽堂をはじめとする県有文化施設を生かした音楽や伝統芸能等の公演など、様々な取組みを進めてきました。また、新県立美術館の建設予定地を大濠公園南側に決定し、本県の新たな顔として国内外に誇れる素晴らしい美術館となるよう整備することとしています。

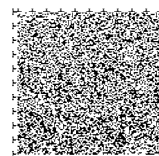
一方、国では、平成29年6月に「文化芸術基本法」が、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、これらの法律において、地方の実情に即した「基本計画」の策定に努めることとされました。

こうした状況を踏まえ、本県では、令和2年3月に「福岡県文化芸術振興条例」を制定し、条例に基づき、本県の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この度、「福岡県文化芸術振興基本計画」を策定しました。

本計画では、「文化芸術の振興」、「文化芸術に親しむことができる環境づくり」、「障がいのある人の文化芸術活動の推進」及び「文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信」の4つの柱を設定し、本県の文化芸術施策の方向性と具体的な取組みを示しています。

本計画に基づき、県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現を目指して、市町村や関係団体の皆さまと連携しながら、本県の文化芸術施策の推進に、より一層力を入れていきます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見やご提言をいただいた福岡県文化芸術振興審議会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。



# 福岡県文化芸術振興基本計画 目次

## <第1章> 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 対象とする文化芸術の範囲	3

## <第2章> 文化芸術を取り巻く状況

1 文化芸術を取り巻く社会情勢	5
2 県民の文化芸術活動等に関する実態調査	9

## <第3章> 計画の目標と施策の体系

1 目指す姿と「4つの施策の柱」	17
2 施策体系図	20

## <第4章> 施策の展開

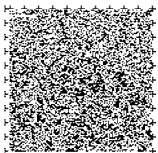
1 文化芸術の振興	21
(1) 芸術・芸能・生活文化等の振興	23
(2) 伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展	24
(3) 文化財等の保存・活用	25
(4) 世界文化遺産等の継承	26
2 文化芸術に親しむことができる環境づくり	27
(1) 文化芸術に親しむ機会の充実	28
(2) 文化芸術を育む人づくり	29
(3) 文化的・歴史的景観等の保全・活用	31
3 障がいのある人の文化芸術活動の推進	33
(1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進	34
(2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり	34
4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信	36
(1) 文化芸術を活用した地域活性化	36
(2) 文化芸術を通じた国際交流の推進	37
(3) 文化芸術の魅力の発信	37

## <第5章> 推進体制

1 推進体制	39
2 進行管理	40

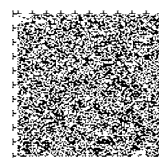
## <資料編>

1 福岡県文化芸術振興条例	41
2 福岡県文化芸術振興審議会委員名簿	48
3 福岡県文化芸術振興審議会での審議経過	49

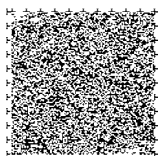


〈第1章〉  
計画の概要

文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

美術館や博物館、コンサートホールを訪れ、芸術作品を鑑賞する。地域の皆さんが育んできた祭りや踊りに参加する。陶芸教室に通い、作品をつくる。私たちは、日々の暮らしの中で文化芸術に触れることで、暮らしに潤いが与えられ、豊かな想像力と感性を育んでいます。

また、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加することを通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進みます。

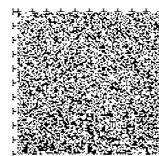
福岡県は、朝鮮半島、中国大陸と近接する地理的条件により、古くから、アジアと日本との交流の玄関口として栄えてきました。古代には、遠の朝廷と呼ばれた大宰府政庁や、外国使節の迎賓館である鴻臚館が置かれ、中世に入ってから、博多の港は貿易基地として栄えました。

近代に入ると、筑豊や大牟田で石炭の産出が盛んになり、これを活用して北九州で鉄鋼業が栄え、日本の近代化を支えました。産業の発展に伴い、働き手として多くの人々が本県に集まったことにより、全国各地の様々な文化が融合し、食をはじめとする生活に根差した新たな文化が生まれ、育まれました。

福岡県民の開放的で明るく、従来 of 習わしにとらわれることなく、積極的に新しい物事に取り組んでいこうという県民性は、こうした歴史的背景により培われました。

福岡県には、2つの世界文化遺産をはじめ、文化財、伝統工芸、食文化等、多くの誇るべき文化があります。地域で守り伝えられてきたこれらの文化を、より良いものに高め、確実に将来世代に受け継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務でもあります。

また、県民一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することができる環境づくりを進め、県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指していくことも必要です。



国においては、平成 29（2017）年6月に文化芸術振興基本法を「文化芸術基本法」に改め、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされました。これに基づき、新たに「文化芸術推進基本計画」が策定され、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や基本的方向性が示されました。

また、障がいのある人による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、平成 30（2018）年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、新たに「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

これらの法律においては、国の計画を参酌して、地方の実情に即した「基本計画」の策定に努めることとされました。

こうした中、本県では、県民等が一体となった文化振興の取組みを加速させるため、文化芸術の振興に関する基本理念や県の責務、基本的施策等を示した「福岡県文化芸術振興条例」を令和2（2020）年3月に制定しました。

この「福岡県文化芸術振興基本計画」は、本条例に基づき、本県の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

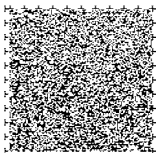
## 2 計画の位置付け

本計画は、福岡県文化芸術振興条例第5条に規定する基本計画として策定し、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として位置づけるものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

ただし、文化芸術に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

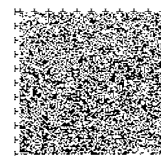
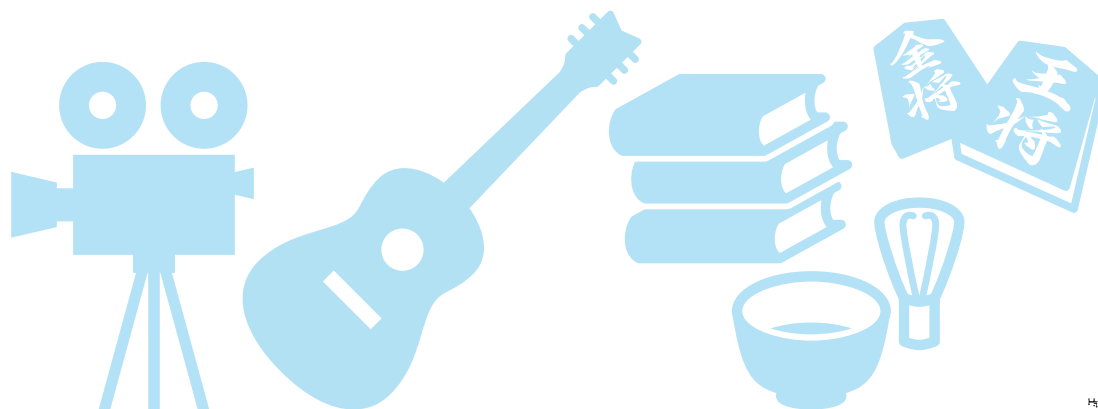


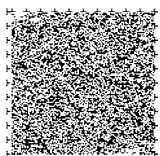


## 4 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする文化芸術の範囲は、福岡県文化芸術振興条例及び文化芸術基本法の規定を踏まえ、次に掲げる分野とします。

芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝 統 芸 能	能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
民 俗 芸 能	神楽、風流、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能・民俗芸能を除く)
生 活 文 化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国 民 娯 楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
伝 統 工 芸	先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸
文 化 財 等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

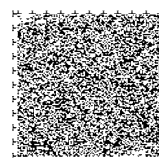




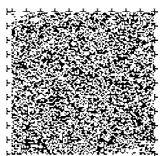
このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

〈第2章〉  
文化芸術を  
取り巻く状況

文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

## 第2章 文化芸術を取り巻く状況

### 1 文化芸術を取り巻く社会情勢

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入っており、令和 12（2030）年には、人口は 1 億 1,912 万人まで減少し、高齢化率は 31.2%に達すると推計<sup>1</sup>されています。

一方、本県の人口は、昭和 45（1970）年の国勢調査以来一貫して増加していたものの、令和元（2019）年推計人口が初めて減少しました。令和 12（2030）年には人口は 496 万人（令和元年：511 万人）まで減少し、高齢化率は 30.5%（令和元年：27.9%）に達すると推計<sup>2</sup>されています。

人口減少・少子高齢化社会が加速する中で、地域の伝統的な文化芸術が失われないうよう保存・継承する取組みが一層求められています。

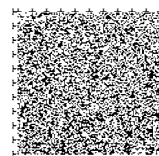
#### (2) 国際社会における S D G s（エスディージーズ:Sustainable Development Goals)の動き

平成 27（2015）年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和 12（2030）年までの開発目標として、「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」等の包括的な 17 の目標（持続可能な開発目標＝S D G s）のもとに、更に細分化された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」等の 169 のターゲットが設定され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされました。

日本政府は、平成 28（2016）年 5 月に、内閣総理大臣を本部長・全国務大臣を構成員とした持続可能な開発目標（S D G s）推進本部を設置して省庁横断的に S D G s に取り組むこととし、「S D G s アクションプラン」の策定や「ジャパン S D G s アワード」を主催するなど国をあげて S D G s を推進しています。中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、本県においても S D G s の達成に向けた取組みが重要であり、文化芸術に関する施策についても、S D G s の視点を踏まえて推進していくことが求められています。

※ 1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

※ 2 福岡県「第 2 期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「社人研推計準拠」



### (3) 「文化芸術基本法」の施行及び「文化芸術推進基本計画」の策定

平成 29 (2017) 年6月に「文化芸術振興基本法」が一部改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされ、名称が「文化芸術基本法」に改められました。

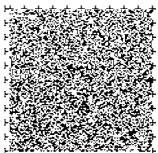
この改正の趣旨に則り、平成 30 (2018) 年3月に「文化芸術推進基本計画」が策定され、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や基本的方向性などが示されました。

### (4) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の策定

近年、障がい福祉分野と文化芸術分野双方から障がいのある人による文化芸術活動の機運が高まっており、平成 29 (2017) 年に「国民文化祭」と「全国障害者芸術・文化祭」が初めて一体的に開催されるなど、障がいの有無を超えた文化芸術活動の参加や発表機会の拡大が図られています。

平成 30 (2018) 年6月には、「障害者基本法」と「文化芸術基本法」の基本的な理念に則り、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

この法律の趣旨に則り、平成 31 (2019) 年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、基本の方針や総合的かつ計画的に実施すべき施策などが示されました。



## (5) オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした我が国の文化の魅力発信

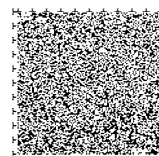
国においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会以降を見据え、地域性豊かで多様性に富んだ魅力ある日本の文化を世界に発信していく文化プログラムを、「beyond2020 プログラム」として認証し、ロゴマークを付与することで、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開する取組みを進めてきました。本県においては、令和元（2019）年度末時点で、「ふくおか県障がい児者美術展」をはじめとする 528 件が beyond2020 プログラムとして認証されました。

また、地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していく取組みも進めています。本県においては、これまでに「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」、「関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～」及び「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」の3件が日本遺産として認定されています。

## (6) 文化振興を観光振興・地域活性化につなげる「文化観光推進法」の施行

文化の振興を、観光の振興と地域活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要です。令和2（2020）年5月には、文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行されました。

今後、文化資源の保存及び活用を行う博物館・美術館・社寺・城郭等の設置者や自治体を中心となって文化観光推進法に基づく計画を策定し、施設内・地域内の文化資源の魅力増進、観光旅客の文化に対する理解促進、移動等の利便増進、広報の事業等に取り組んでいくことが期待されています。



### (7) 新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の変化

訪日外国人旅行者数はこれまで堅調に増加し、平成 30（2018）年には過去最高の 3,119 万人となり、初めて 3,000 万人を突破<sup>3</sup>しました。本県における外国人入国者数も年々増加し、平成 30（2018）年には 327.6 万人まで増加<sup>4</sup>しました。

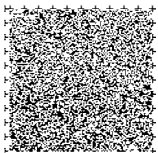
しかし、令和元（2019）年は日韓情勢の変化等の影響により減少に転じ、令和 2（2020）年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少しています。

新型コロナウイルスによる影響の長期化が見込まれることから、新たな旅行形態として「マイクロツーリズム」（自宅から自家用車で 30 分～1 時間圏内の観光）という考え方が提唱されています。郷土の魅力を再発見してもらえる機会と捉え、地域の文化芸術の魅力を発信することが求められています。

### (8) 情報通信技術（ICT）の発展と新たな感染症への対応

平成 28（2016）年度からの「第 5 期科学技術基本計画」において、ICT 等の先端技術を活用して経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）が、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されています。また、5Gをはじめとする情報通信技術（ICT）の迅速な発展により、高速大容量・即時性を持つ通信環境が整備されています。

文化芸術の振興には、こうした科学技術を取り込むことが重要であり、特に新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症の発生が懸念される中では、情報通信技術等を活用した文化芸術の創造・発信等が求められています。



※ 3 福岡県「第二次福岡県観光振興指針」

※ 4 法務省「出入国管理統計」



## 2 県民の文化芸術活動等に関する実態調査

福岡県では、県民の文化芸術活動等の状況を把握するため、「福岡県における文化芸術活動実態調査」を実施しました。今後、この調査結果も踏まえながら、施策を展開していく必要があります。

### ■ 調査対象及び回収率

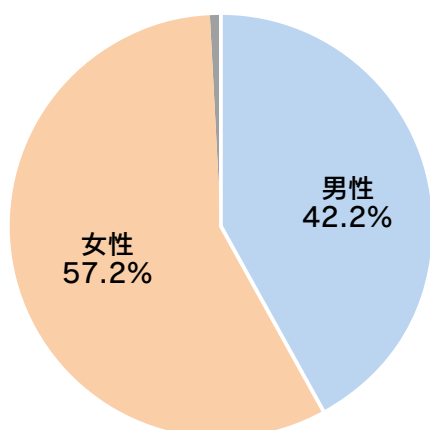
- (1) 県内に居住する18歳以上の男女個人4,000人(4地域(北九州・福岡・筑後・筑豊)×1,000人)
  - ▷ 有効回収数 1,468人 (有効回収率 36.7%)
- (2) 県内の指定障がい福祉サービス事業所 1,526事業所
  - ▷ 有効回収数 780事業所 (有効回収率 51.1%)
- (3) 福岡県文化団体連合会に所属する89団体
  - ▷ 有効回収数 64団体 (有効回収率 71.9%)

### ■ 調査期間

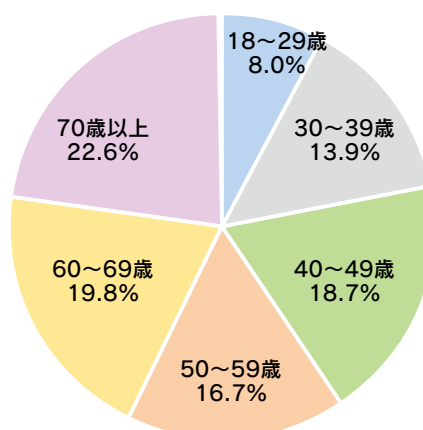
令和2(2020)年7月～8月

※ 標本構成(県内に居住する18歳以上の男女個人4,000人に対する調査)

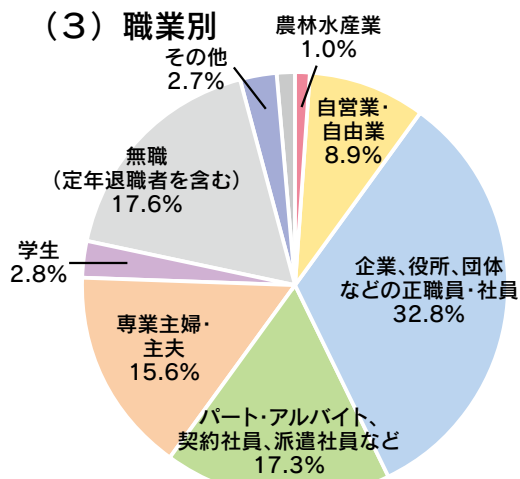
#### (1) 性別



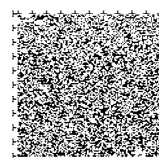
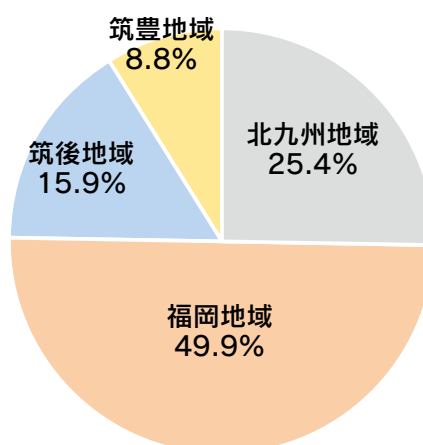
#### (2) 年齢別



#### (3) 職業別



#### (4) 居住地域別



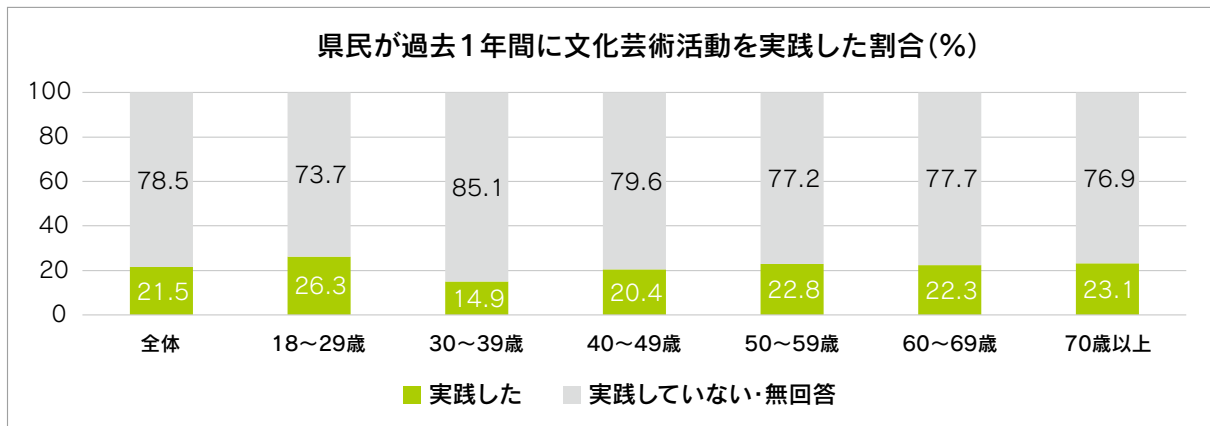
このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

## ■ 調査結果の概要

### (1) 「文化芸術の振興」に関すること

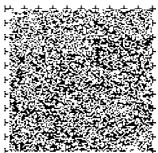
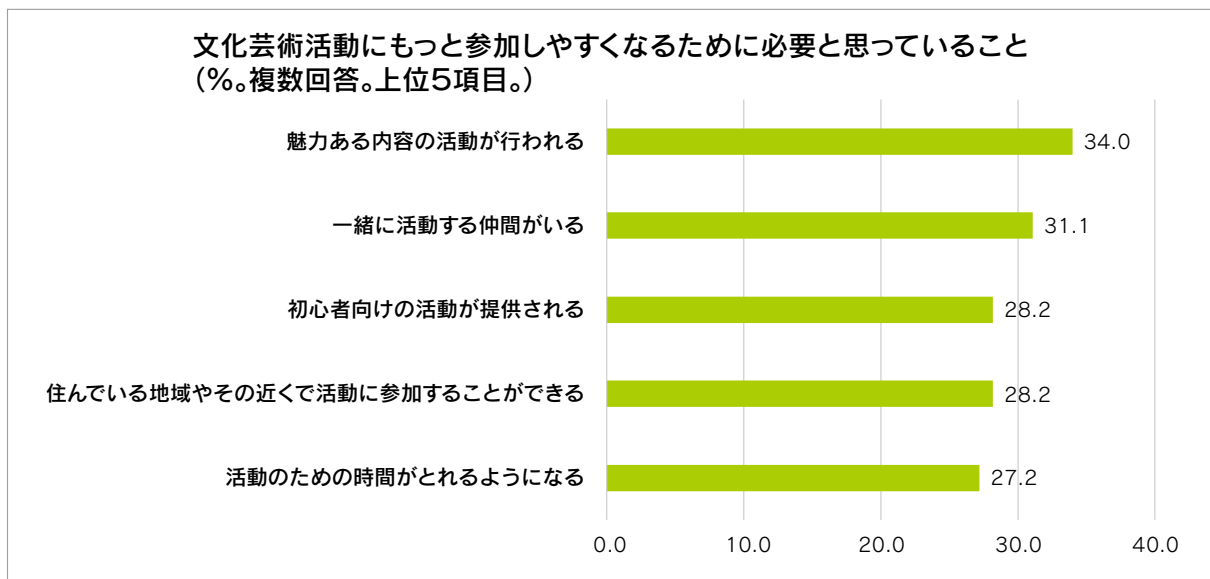
#### ○ 自ら文化芸術活動を実践した県民の割合

過去1年間に自ら文化芸術活動を実践した県民の割合は、21.5%となっています。年代別では、30～39歳を除く年代が2割を上回っているのに対し、30～39歳は14.9%と相対的に低くなっています。



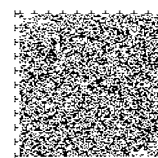
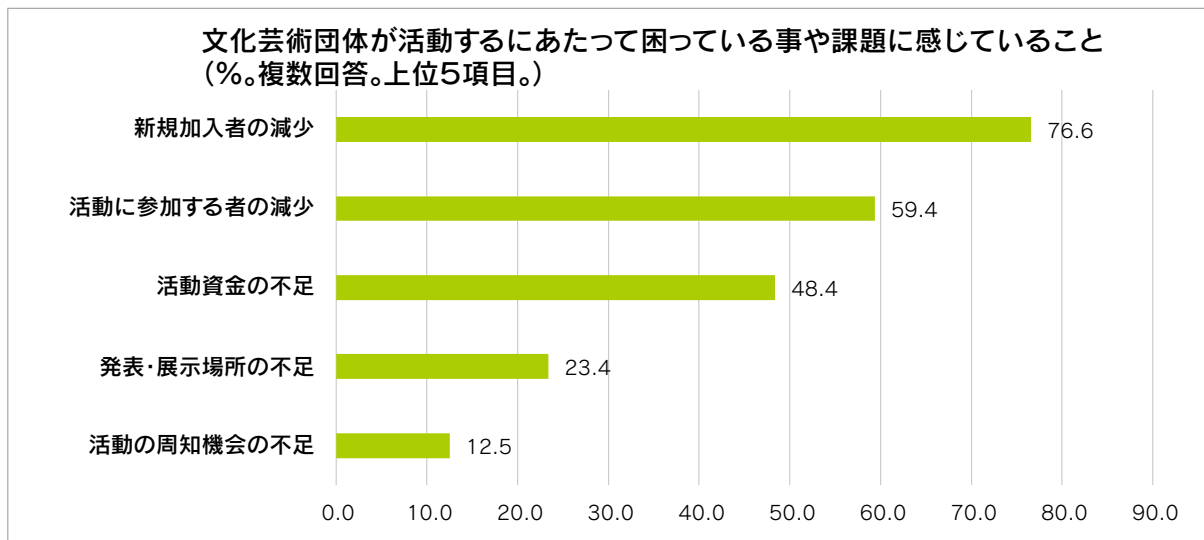
#### ○ 文化芸術活動に参加しやすくなるために必要なこと

文化芸術活動にもっと参加しやすくなるために県民が必要だと思っていることとして、近場で魅力的な活動があること等に加え、「一緒に活動する仲間がいる」(31.1%)、「初心者向けの活動が提供される」(28.2%)といった回答が相対的に多くあります。



## ○ 文化芸術団体が活動するにあたって困っていることや課題

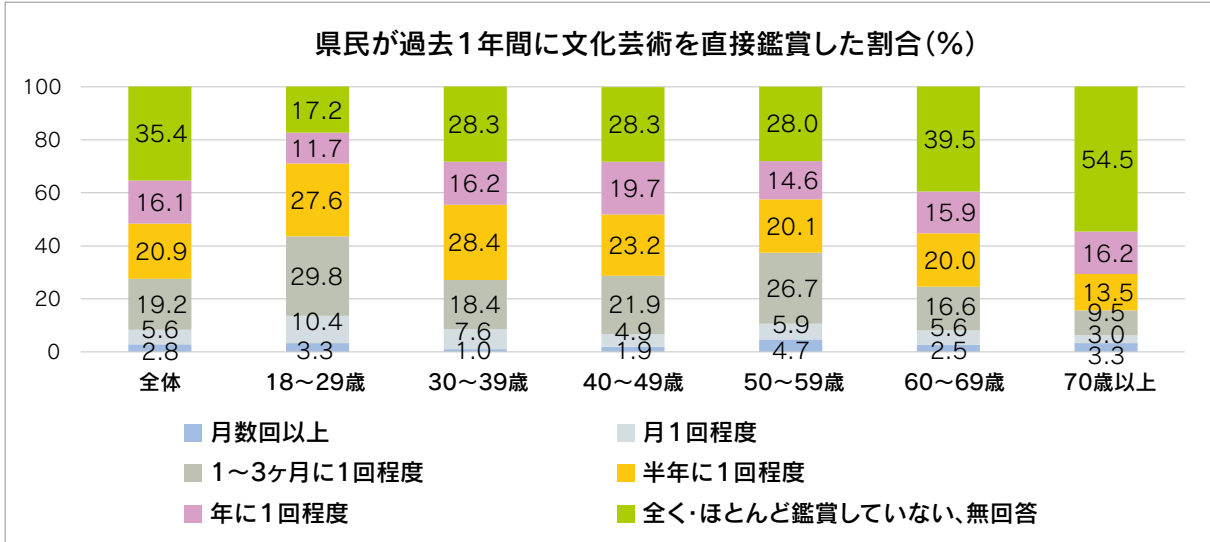
県内の文化芸術団体が活動するにあたって困っていることや課題に感じていることとして、回答の多いものから順に、「新規加入者の減少」(76.6%)、「活動に参加する者の減少」(59.4%)、「活動資金の不足」(48.4%)となっています。



## (2) 「文化芸術に親しむことができる環境づくり」に関すること

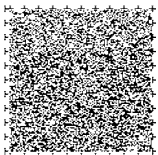
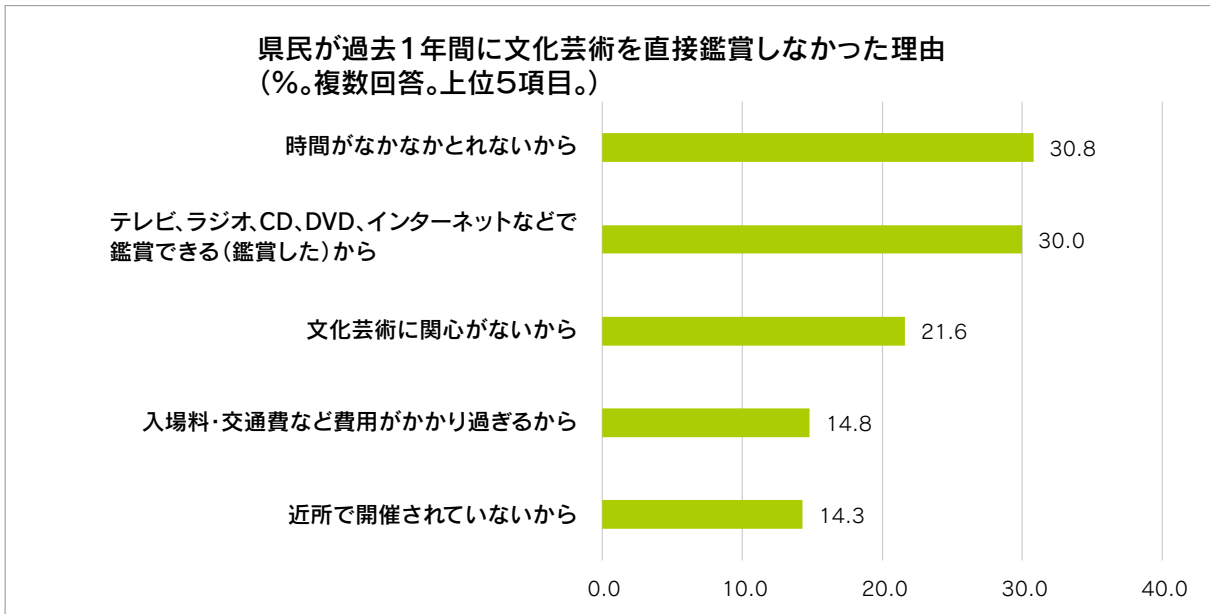
### ○ 文化芸術を直接鑑賞した県民の割合

過去1年間にホール・劇場、映画館、美術館・博物館等で、文化芸術を直接鑑賞した県民の割合は、64.5%となっています。年代別では、18～29歳が最も高く82.8%、70歳以上が最も低く45.5%であり、年代が高くなるにつれて鑑賞の頻度も下がる傾向が見られます。



### ○ 文化芸術を直接鑑賞しなかった理由

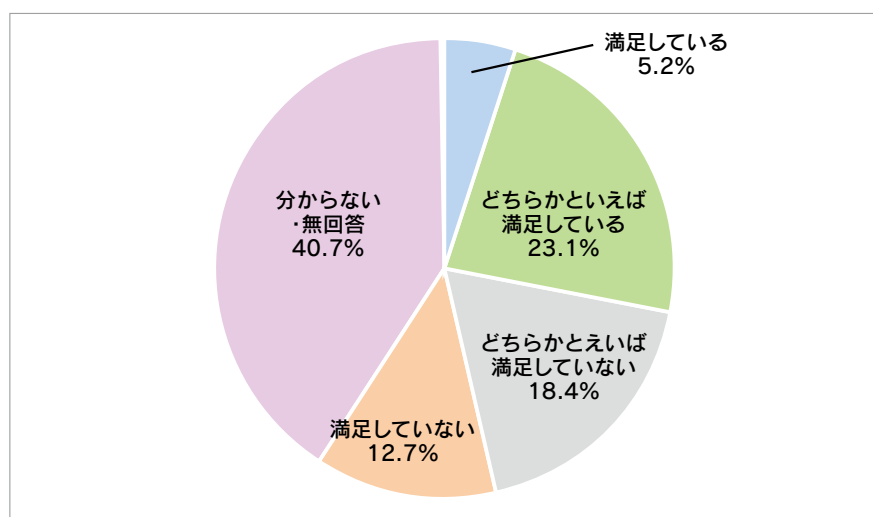
県民が文化芸術を直接鑑賞しなかった理由としては、回答の多いものから順に、「時間がなかなかとれないから」(30.8%)、「テレビ、ラジオ、CD、DVD、インターネットなどで鑑賞できる(鑑賞した)から」(30.0%)、「文化芸術に関心がないから」(21.6%)、「入場料・交通費など費用がかかり過ぎるから」(14.8%)、「近所で開催されていないから」(14.3%)となっています。



### ○ 地域の文化的環境への満足度

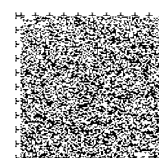
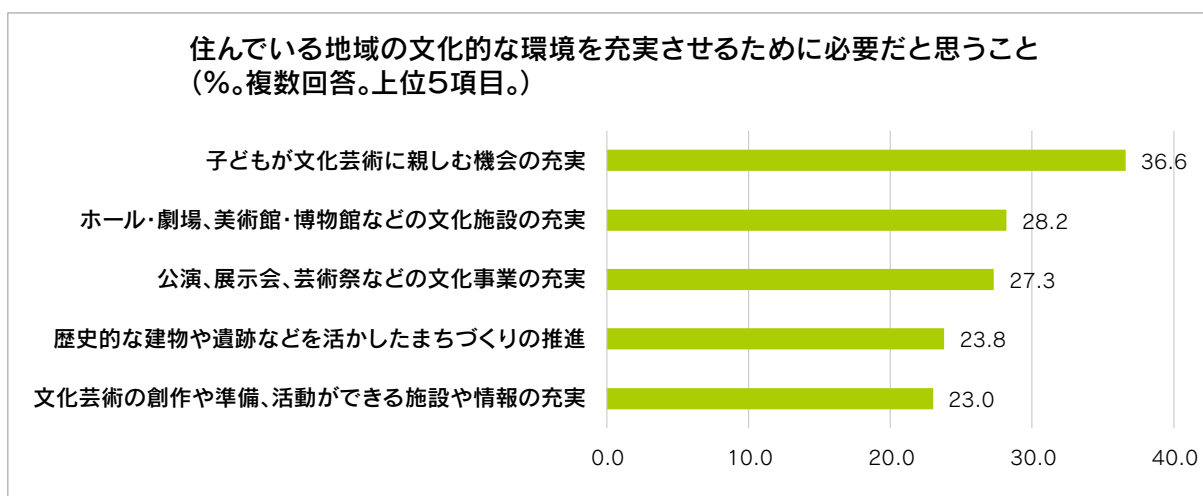
文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や文化財・伝統的なまちなみの保存・整備など、住んでいる地域の文化的環境に「満足」又は「どちらかといえば満足」と回答した県民（28.3%）よりも、「満足していない」又は「どちらかといえば満足していない」と回答した県民（31.1%）の方が多くなっています。

文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や文化財・伝統的なまちなみの保存・整備など、住んでいる地域での文化的な環境に満足しているか（県民回答）



### ○ 地域の文化的環境を充実させるために必要なこと

住んでいる地域の文化的な環境を充実させるために県民が必要だと思うこととして、回答の多いものから順に、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」（36.6%）、「ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実」（28.2%）、「公演、展示会、芸術祭などの文化事業の充実」（27.3%）となっています。



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

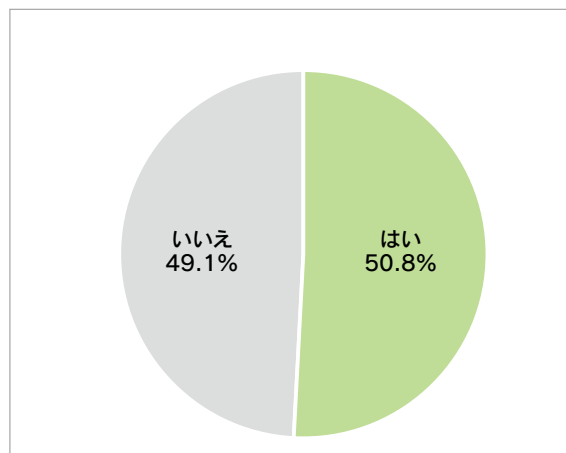
### (3) 「障がいのある人の文化芸術活動の推進」に関すること

#### ○ 指定障がい福祉サービス事業所での文化芸術活動の実施状況

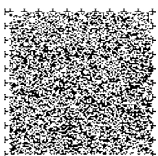
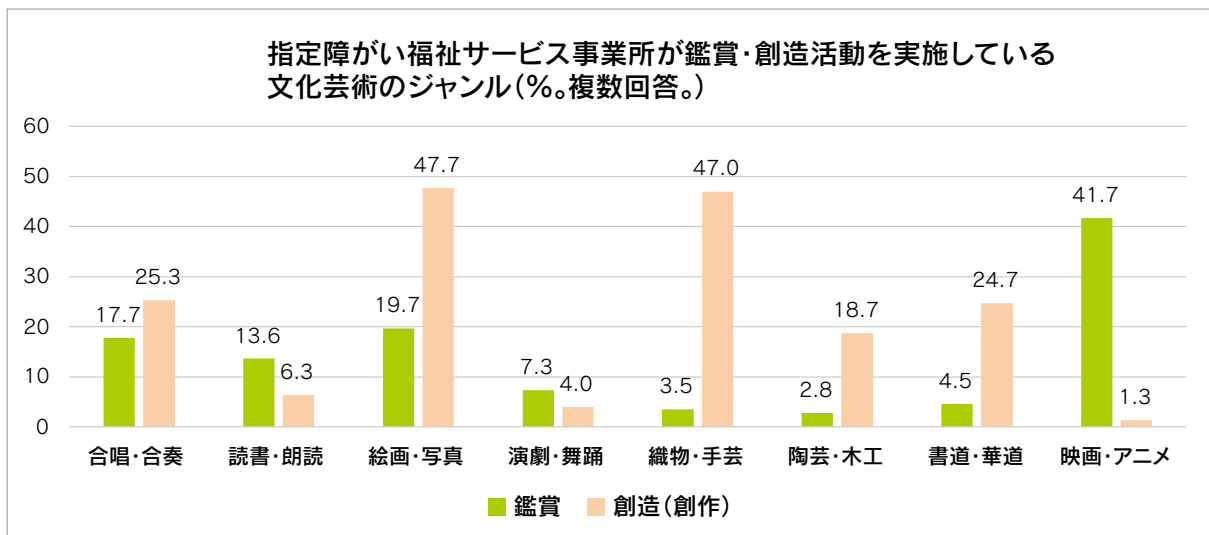
県内の指定障がい福祉サービス事業所のうち50.8%が、施設の内外で文化芸術活動を実施しています。

実施している活動のジャンルについて、鑑賞活動は、多いものから順に、「映画・アニメ」(41.7%)、「絵画・写真」(19.7%)、「合唱・合奏」(17.7%)となっており、創造(創作)活動は、多いものから順に、「絵画・写真」(47.7%)、「織物・手芸」(47.0%)、「合唱・合奏」(25.3%)となっています。

事業所で文化芸術活動を実施しているか  
(指定障がい福祉サービス事業所回答)



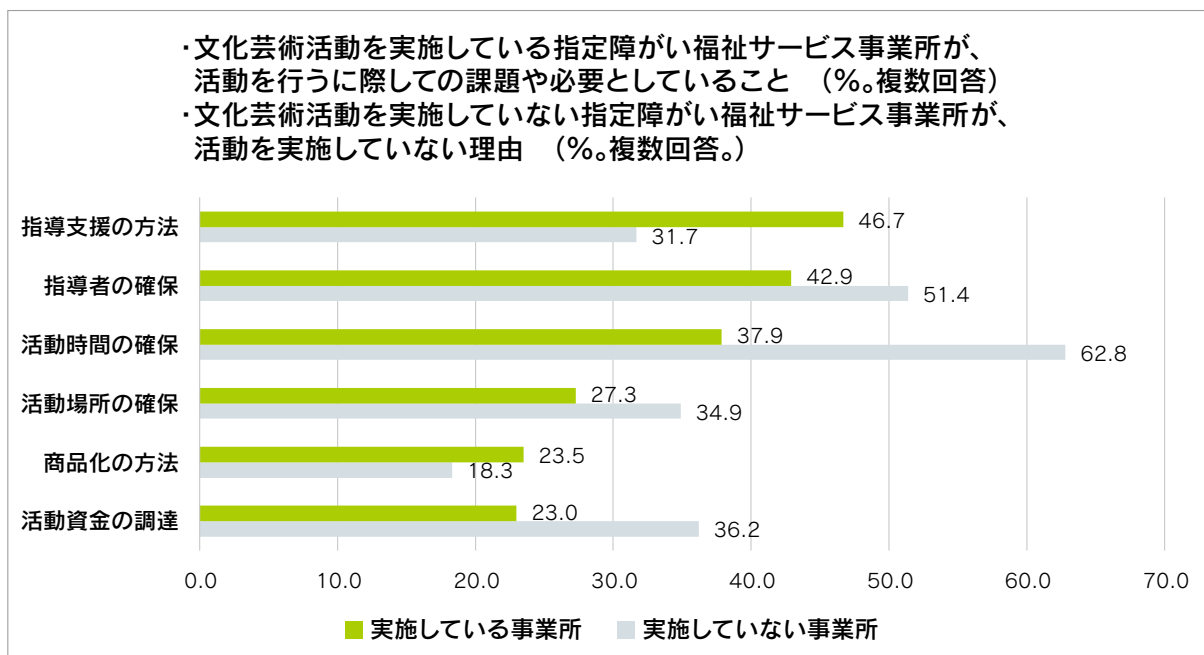
指定障がい福祉サービス事業所が鑑賞・創造活動を実施している文化芸術のジャンル(%。複数回答。)



### ○ 指定障がい福祉サービス事業所における文化芸術活動の課題

文化芸術活動を実施している県内の指定障がい福祉サービス事業所が、活動を行うに際しての課題や必要としていることとして、回答の多いものから順に、「指導支援の方法」(46.7%)、「指導者の確保」(42.9%)、「活動時間の確保」(37.9%)となっています。

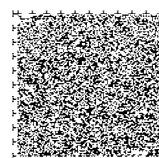
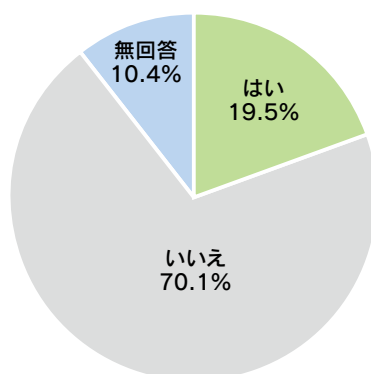
また、文化芸術活動を実施していない事業所が活動を実施していない理由として、回答の多いものから順に、「活動時間の確保」(62.8%)、「指導者の確保」(51.4%)、「活動資金の調達」(36.2%)となっています。



### ○ 障がいのある人の文化芸術活動についての相談体制の整備や支援者の育成に関する施策への満足度

県内で障がいのある人の文化芸術活動についての相談体制の整備や支援者の育成(研修等)に関する施策が「十分だと思う」(19.5%)と回答した事業所は、「十分だと思わない」(70.1%)と回答した事業所を大きく下回っています。

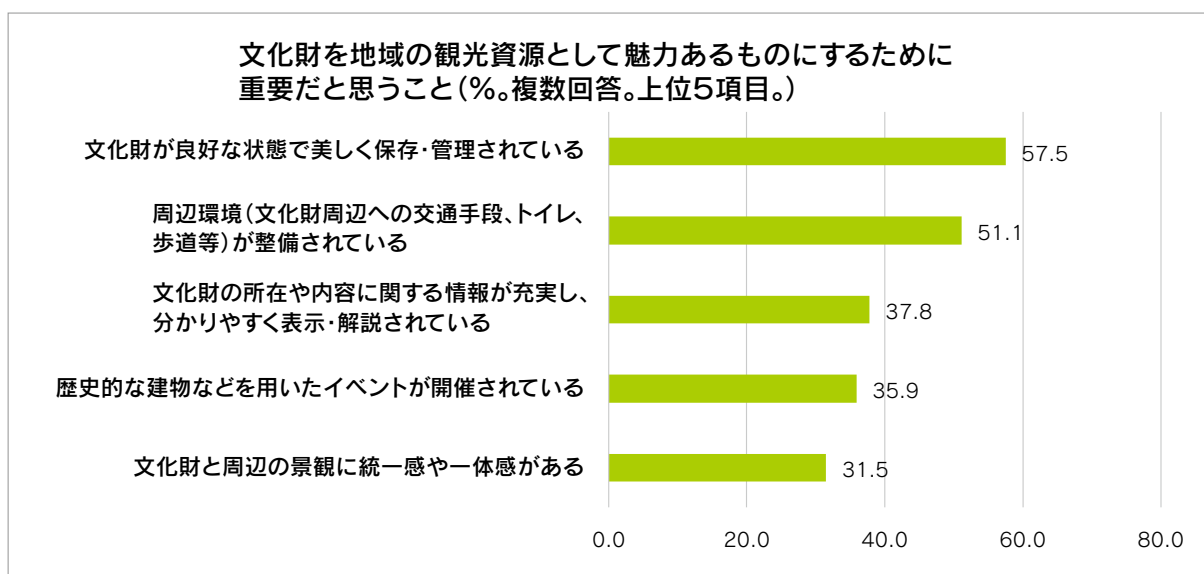
県内で障がいのある人の文化芸術活動についての相談体制の整備や支援者の育成(研修等)に関する施策は十分だと思うか(指定障がい福祉サービス事業所回答)



#### (4) 「文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信」に関すること

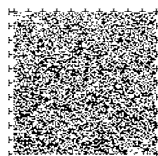
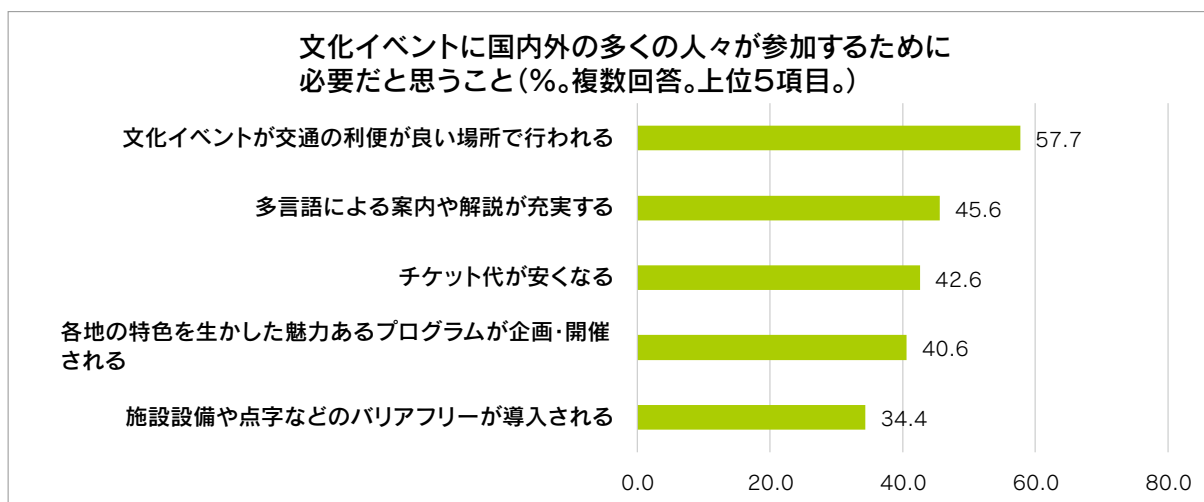
##### ○ 文化財を地域の観光資源として魅力あるものにするために重要なこと

文化財を地域の観光資源として魅力あるものにするために県民が重要だと思うこととして、回答の多いものから順に、「文化財が良好な状態で美しく保存・管理されている」(57.5%)、「周辺環境(文化財周辺への交通手段、トイレ、歩道等)が整備されている」(51.1%)、「文化財の所在や内容に関する情報が充実し、分かりやすく表示・解説されている」(37.8%)となっています。



##### ○ 文化イベントに国内外の多くの人々が参加するために必要なこと

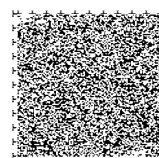
文化イベントに国内外の多くの人々が参加するために県民が必要だと思うこととして、回答の多いものから順に、「文化イベントが交通の利便が良い場所で行われる」(57.7%)、「多言語による案内や解説が充実する」(45.6%)、「チケット代が安くなる」(42.6%)となっています。



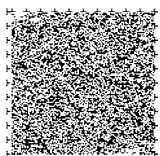


〈第3章〉  
計画の目標と  
施策の体系

文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

## 第3章 計画の目標と施策の体系

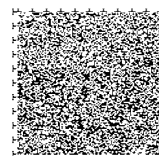
### 1 目指す姿と「4つの施策の柱」

#### 目指す姿

#### 「県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現」

文化芸術は、人々が暮らしの中で、自由に楽しみ、親しみ、創り出していくものであり、年齢、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人に社会参加の機会を与え、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う精神を育むものです。文化芸術は、人生を豊かにし、地域を元気にするかけがえのないものと言えます。

福岡県には、2つの世界文化遺産をはじめ、文化財、伝統工芸、食文化等、多くの誇るべき魅力あふれる文化があります。地域で守り伝えられてきたこれらの文化を守り、より良いものに高め、将来世代に受け継いでいくとともに、一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することができる環境づくりを進め、県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指します。



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

## 4つの施策の柱

県民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指し、条例に基づき基本的施策を推進していくにあたって、4つの柱を設定し、本県の文化芸術の振興に取り組んでいきます。

### 《柱1》文化芸術の振興

文化芸術には、楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びを感じ、人生を豊かにする力があります。

私たちは、美術館やホールなどで文化芸術作品を鑑賞し、稽古事や趣味などを通じて、様々な文化芸術を楽しんでいます。

県内各地域で行われている祭りや踊り、文化行事への参加など、地域の人々による主体的な文化芸術活動は、地域の一体感を高め、地域に活力をもたらしています。

今後とも、地域の多様な人々により行われる主体的な文化芸術活動を支援するとともに、県内各地域の歴史・風土などを反映した特色ある多様な文化芸術を保護し、その発展を図ります。

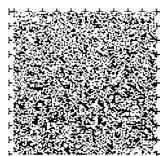
### 《柱2》文化芸術に親しむことができる環境づくり

県民誰もが、より身近な場所で様々な文化芸術作品を享受し、自ら創作活動に参加することで心豊かな生活を送り、活力ある地域社会が築かれます。

人々が文化芸術に親しみ、創造性を育むことができるよう、県内各地に劇場やホールなどの文化施設が整備されています。

少子高齢化などにより、地域における文化芸術の担い手の不足や長年にわたり地域で保存されてきた伝統芸能等を継承していくことが難しくなるなど、文化芸術を取り巻く環境は変化しています。

今後とも、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境づくりを進めていきます。



### 《柱3》障がいのある人<sup>1</sup>の文化芸術活動の推進

障がいのある人が生み出す文化芸術活動には、表現や創造の過程に魅力があるもの、既存の考え方にとらわれない新たな価値観を投げかけるものなどが多く存在します。これらの作品に多くの人に触れ、感動と尊敬、驚きや好奇心を持つことで、相互理解や多様性の尊重などにつながり、共生社会の実現にも寄与することとなります。

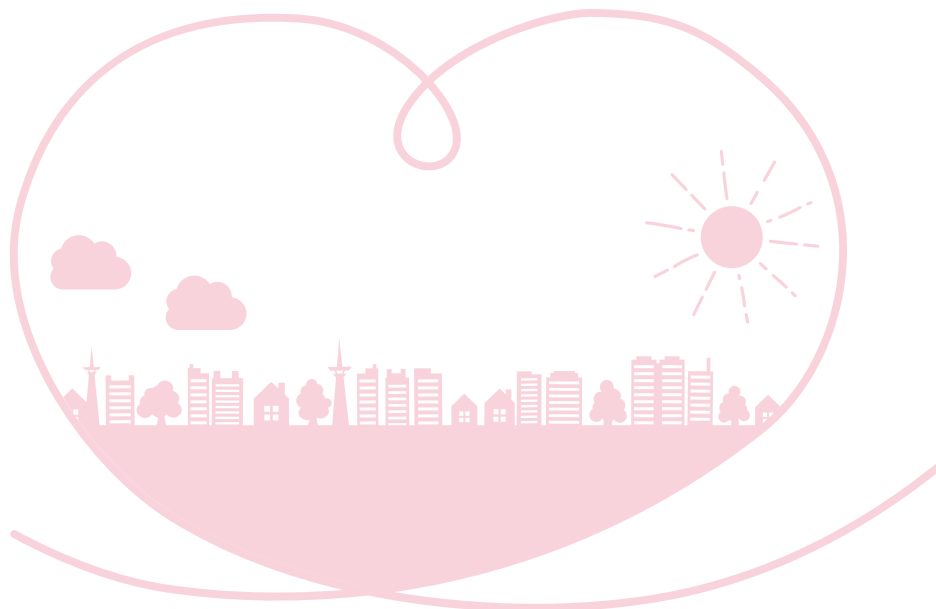
今後とも、障がいのある人の文化芸術活動を推進し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性及び能力の発揮並びに社会参加を図ることで、誰もが多様な選択肢を持つ社会の構築につなげていきます。

### 《柱4》文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

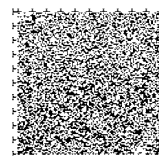
文化芸術は、人々に感動や喜びを与え、地域の魅力を伝えることができる重要な資源であり、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野との連携を図ることで、地域の活性化に寄与することとなります。

互いに異なる背景を持つ人々との文化芸術の交流を通じた相互理解は、地域と地域、人と人との信頼関係を育て友好関係を発達させていく上で、不可欠なものです。

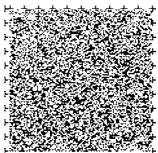
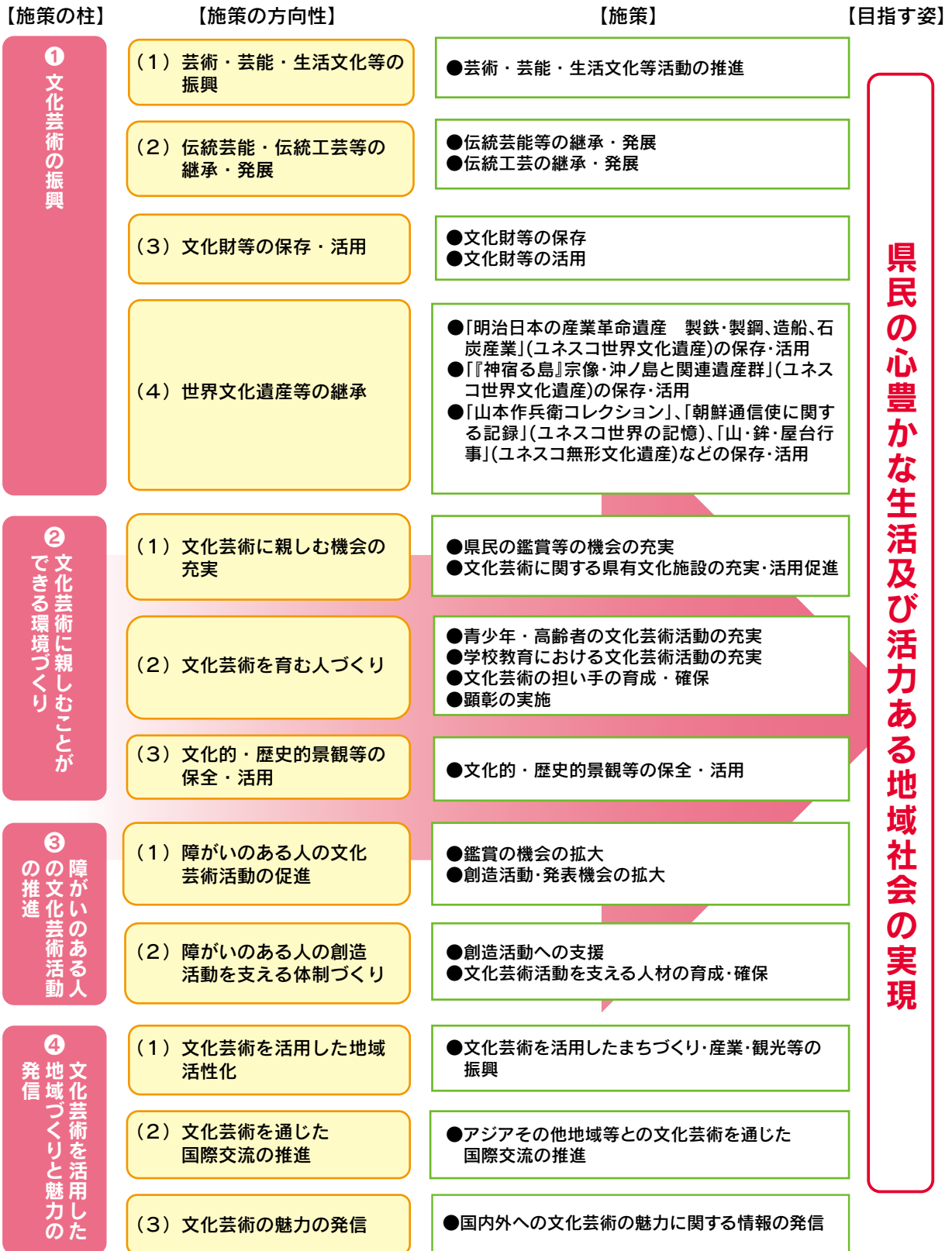
今後とも、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携を図るとともに、本県の文化芸術の魅力を力強く発信し、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進を図ります。



※1 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を全て指す（障がい者手帳の有無や種類は問わない。）。

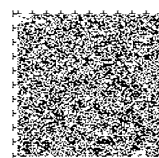


## 2 施策体系図

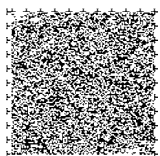


〈第4章〉  
施策の展開

文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



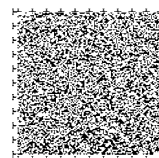
## 第4章 施策の展開

### 1 文化芸術の振興

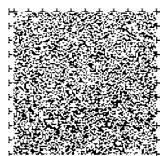
#### 【現状・課題】

- 文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。また、文化芸術には、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、障がいのある人や在留外国人、子どもから高齢者まで、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能や、自然災害により心に傷を負った被災者のレジリエンス（心の回復力）を高める効果も有しています。
- 県では、県民の誰もが文化芸術に触れ親しむことができるよう、市町村や文化芸術団体と連携して、18万人を超える県民が参加する「ふくおか県民文化祭」を開催し、文化芸術の鑑賞・参加・創造する機会や文化芸術団体が発表と交流する場を提供しています。
- 昭和39（1964）年に開館した「県立美術館」は、本県の美術を多角的な視点で紹介する展覧会や国内外の優れた作品を紹介する展覧会、県民の創作活動の発表の場である「福岡県美術展覧会」（県展）、県内各地域で開催される移動美術館展などに取り組んでいますが、本県の文化芸術の更なる振興を図るため、福岡市にある大濠公園南側に新たに「県立美術館」を整備することとしています。
- 本県は、毎年、7,000人を超える映像、ゲーム、アニメーションなどのクリエイター、デザイナー等の人材を輩出するとともに、生産性が高く、迅速な開発を行うのに適したプログラミング言語Rubyの技術者を豊富に有しており、官民一体となって、「Ruby・コンテンツ産業」の育成・集積を目指しています。
- 自分の余暇を楽しもうとする人から、仕事に役立てるための知識・技術の習得や資格取得を目指している人、地域課題の解決に取り組もうとする人まで生涯学習<sup>1</sup>のニーズは多岐にわたっており、県民が学習したいときに学習に取り組める環境づくりが必要となっています。
- 過疎化や少子高齢化など社会状況の変化により、地域の活力の低下が懸念され、豊かな伝統や文化の継承が困難な状況も見られます。特に、伝統芸能、伝統工芸等の分野においては、後継者育成や専門的人材の確保等が課題となっています。

※1 人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習のこと（文部科学省「文部科学白書」）。



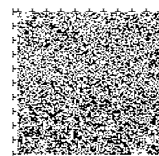
- 本県は、古来、中国大陸や朝鮮半島に近接する地理的条件により、アジアと我が国との交流の玄関として栄え、県内にはアジア諸外国との交流を示す数多くの文化財が存在します。文化財の保存や活用を進め、県民一人ひとりが地域の身近な文化財の価値を認識し、文化財を大切にしていける想いを社会全体で共有していくことが重要です。
- 国と県が連携・協力して運営する唯一の国立博物館として設置された「九州国立博物館」及び本県の「九州歴史資料館」では、文化財の保存措置や修復に取り組むとともに、多彩な展示・調査研究等を行っています。
- 国では、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・歴史を語るストーリーを日本遺産として全国で106件を認定しました。本県では、「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」、「関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～」及び「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」が日本遺産に認定されています。日本遺産に認定されたストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図っていくことが求められています。
- 本県では、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」がユネスコ世界文化遺産に、「山本作兵衛コレクション」及び「朝鮮通信使に関する記録」がユネスコ世界の記憶に、「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産にそれぞれ登録されています。国や関係自治体、地域住民等と連携し、これら文化遺産等の保存を推進するとともに、観光振興、地域振興等にも活用していくことが求められています。



**【施策】****(1) 芸術・芸能・生活文化等の振興****○ 芸術・芸能・生活文化等活動の推進**

- ① 市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県民文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や文化芸術団体の交流の場を提供します。  
県民文化祭では、美術、音楽、茶道など分野別の発表や市町村文化芸術団体がブロック毎に連携して取り組む文化イベントの開催、子どもの文化芸術活動の発表・鑑賞の機会を提供するなど多彩な事業を展開します。
- ② 福岡県文化団体連合会<sup>2</sup>や公益財団法人九州交響楽団など文化芸術団体に対して活動の助成や後援を行うなど各団体の自主的な活動を支援します。
- ③ 福岡市にある大濠公園南側において、本県の文化芸術の拠点施設となる新たな県立美術館の整備を促進します。
- ④ 産学官（九州大学、福岡市、北九州市、（株）西日本新聞社等）で連携し、デジタルアート作品の公募展「アジアデジタルアート大賞展 FUKUOKA」を開催し、デジタルコンテンツの創造を担う高度な技能と豊かな感性を持つ人材の発掘・育成に取り組みます。
- ⑤ ウェブサイト「ふくおか生涯学習ひろば」により、文化芸術に関する情報をはじめとした生涯学習情報を誰もが身近に入手できる環境を整備し、県民の生涯学習の推進を図ります。
- ⑥ 県が設立している公立大学法人（九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学）が有する知的資源を生かして、公開講座や社会人の学び直しの機会の充実を図ります。
- ⑦ 県と市町村はもとより、九州・沖縄、山口各県と連携し、それぞれが持つ文化芸術に関する情報の相互発信や連携イベントの開催などに取組み、県域を超えた行政相互の連携を促進します。

※2 「文化の香りあふれる福岡県」を目指し、平成4年11月に結成された団体。県内の市町村単位の地域別の文化団体（63団体）及び文化芸術の分野別の文化団体（26団体）により構成される（令和2年7月時点）。県内の各種文化団体を結ぶ情報センターとしての役割のほか、「ふくおか県民文化祭」に代表される広域的な文化事業の実施、芸術文化団体への支援や芸術文化活動指導者の育成などの活動を行っている。



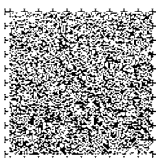
## (2) 伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展

### ア 伝統芸能等の継承・発展

- ① 「大濠公園能楽堂」において能楽（能・狂言）等の公演の場を提供するとともに、子どもや能楽に親しんだことのない若い人などを対象として能楽入門講座を開催し、能楽を継承する担い手の確保・育成に取り組みます。
- ② 県内各地域において、多くの県民が能楽に触れ、能楽に対する理解を深めることができるよう、能楽師が学校や文化施設等に出向き講座を開催するアウトリーチ活動に取り組みます。
- ③ アクロス福岡等の県有文化施設において日本舞踊、筑前琵琶等の伝統芸能の公演の場を提供するなど、県民が優れた古典文化に接する機会の充実を図ります。
- ④ 国の重要無形民俗文化財に指定された豊前神楽をはじめ、県内各地域で保存継承されている神楽、風流、獅子舞などの民俗芸能について、「アクロス福岡」等における公演の開催や情報発信、後継者の育成等に取り組みます。

### イ 伝統工芸の継承・発展

- ① 経済産業大臣指定伝統的工芸品（7品目）<sup>3</sup> 及び福岡県知事指定特産民工芸品<sup>4</sup>（34品目）を常設展示しているアクロス福岡「匠ギャラリー」を再整備し、伝統工芸に関する情報発信を強化します。
- ② 「アクロス福岡」において、伝統工芸士の作品をはじめ県内各地域で製作された伝統工芸・民工芸品を紹介・販売する展示会や製作の実演、体験を実施する展示会など様々な展示会を定期的で開催し、県民が優れた伝統工芸に接する機会を提供します。
- ③ 伝統工芸品製造事業者の後継者育成や新商品開発に対する支援、伝統工芸品の展示商談会の開催など伝統工芸品産業の振興に取り組みます。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

※3 小石原焼、博多織、八女福島仏壇、八女提灯、博多人形、久留米餅、上野焼

※4 福岡県で製造される、郷土色が豊かで、一定の伝統性を有する（技術・技法が50年以上の歴史があり今まで継続など）工芸品・民芸品に与えられる指定。

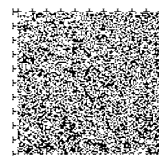
### (3) 文化財等の保存・活用

#### ア 文化財等の保存

- ① 県内各地域の文化財を保存していくために、類型や分野・種別ごとに状況を把握し、学術的価値を明らかにする調査を実施します。
- ② 調査等により、文化財の意義や学術的価値が明確になった場合、指定、登録等の具体的な保存措置を講じていきます。
- ③ 文化財の材質や構造等を把握し、状態や保存環境について継続的に情報を収集・分析しながら、文化財の所有者や当該市町村とともに保存の方策を検討し、修理、整備を推進します。
- ④ 文化財を災害から守るために、文化財の所有者や当該市町村が行う、防火、耐震、環境保全等の各対策を支援すると共に、防災マニュアルの作成や訓練等の実施を推進します。
- ⑤ 文化財を盗難等から守るために、文化財の所有者や当該市町村に対し、必要に応じて防犯機器の設置や適切な管理を促し、文化財保護指導委員と連携して指定文化財等の定期的巡視を行います。
- ⑥ 文化財の保存に関することについて、市町村への技術的な助言や支援を行うと共に、専門職員を対象とした文化財の知識や技術等に関する研修の実施に取り組みます。
- ⑦ 「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」における文化財の保存修理作業の見学等の取り組み等により、文化財の保存に対する理解に努めます。
- ⑧ 大規模災害による文化財等の被災調査やレスキュー作業等の必要が生じる事態に備え、被災自治体の要請に応じて迅速に適切な人材を派遣できるよう、九州・沖縄、山口各県の専門職員のネットワークを推進します。

#### イ 文化財等の活用

- ① 「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」において、親しみ易く楽しい常設展や特別展を開催し、文化財の魅力を発信します。
- ② 九州国立博物館「きゅーはく号」による移動博物館の取り組みや「九州歴史資料館」における県民向け講座の開催など文化財を活用した教育普及活動に取り組みます。
- ③ 冊子やパンフレット、ホームページ等により、多言語化も含め、様々な人々に文化財の価値を伝える情報発信や効果的な公開に取り組みます。
- ④ 国・県指定、国登録を受けている日本遺産の構成文化財についても、所有者や当該市町と連携し、適切な保存を図るとともに、地域の文化財の価値や魅力を高め、観光振興、地域振興等の分野と連携した文化財の多面的な活用に努めます。



#### (4) 世界文化遺産等の継承

##### ア 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用

- ① 三池炭鉱(宮原坑、専用鉄道敷跡等)をはじめ、遺産群とそれを取り巻く緩衝地帯<sup>5</sup>について、地元と連携して着実に保存するとともに、価値を分かり易く伝える活用に向けた整備を進めます。
- ② 各構成資産を周遊するイベントの実施、県内各地域での展覧会の開催等を通じて、遺産群の価値の理解と来訪を促進します。

##### イ 『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用

- ① 宗像大社辺津宮、新原・奴山古墳群をはじめ、遺産群とそれを取り巻く緩衝地帯<sup>5</sup>について、地元と連携して着実に保存するとともに、価値を分かり易く伝える活用に向けた整備を進めます。
- ② 各構成資産を周遊するイベントの実施や地域住民との交流を促進する体験プログラムの造成、県内各地域での展覧会の開催等を通じて、遺産群の価値の理解と来訪を促進します。

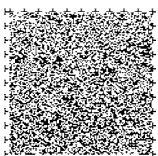
##### ウ 「山本作兵衛コレクション」、「朝鮮通信使に関する記録」(ユネスコ世界の記憶)、「山・鉾・屋台行事」(ユネスコ無形文化遺産)などの保存・活用

- ① 国、関係自治体、所有者、保護団体、地域住民と連携して、劣化損傷の防止や伝承活動に関する技術的支援などにより、記録物や無形文化遺産を着実に保存するとともに、その活用を図ります。
- ② 関係自治体、保護団体とともに、国がユネスコ無形文化遺産に提案中の「感応楽」(豊前市)の新規登録を推進します。

#### 【成果指標】

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
1 文化芸術の振興	自ら文化芸術活動を実践した県民の割合	21.5% (R2調査)	30.0% (R7調査)
	『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の 構成資産への来訪者数	949,741人 (R1)	1,000,000人 (R7)

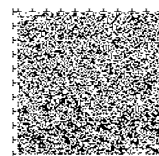
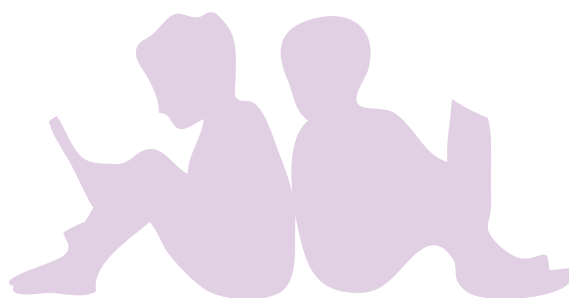


※5 世界遺産の効果的な保護のために定められる、世界遺産の登録範囲を取り囲む地域。

## 2 文化芸術に親しむことができる環境づくり

### 【現状・課題】

- 県民誰もが生涯を通じて、また、就職、子育て、リタイアなどライフステージに応じて、経済的状況や居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に親しむことができる環境を整えていくことが望まれています。
- 県では、「アクロス福岡」、「ももち文化センター」、「九州芸文館」、「県立美術館」等の県有文化施設において、魅力ある公演や展覧会を開催し、文化芸術に触れ親しむ機会を提供しています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、文化芸術団体や文化施設は、公演の中止など大きな影響を受けました。業種別の感染拡大防止ガイドライン等を踏まえ、現場において創意工夫を行いながら文化芸術活動に取り組んでいくことが必要となっています。
- 幼少期から様々な文化芸術に触れることは、多様性の尊重や相互理解の精神といった豊かな人間性や、オリジナリティあふれるアイデアを生み出す創造力を養う上で大きな役割を果たすことから、地域や学校等との連携により文化芸術に触れる機会の充実を図る必要があります。
- 県では、学校へのプロの音楽家や能楽師などの派遣や、児童生徒に対する県立美術館までの交通費や観覧料の助成など、青少年が様々な文化芸術を体験する機会を提供しています。
- 読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるものであり、読書活動のより一層の推進が必要です。
- 高齢者が元気で活躍する社会をつくるためには、文化芸術活動を通じた高齢者の「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」を支援するとともに、世代間の交流を促進することが必要です。
- 少子高齢化により、文化芸術の担い手が減少するとともに、文化芸術団体の会員や文化芸術活動を支える人材も減少しています。
- 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される景観は、魅力的な文化資源であり、県民共有の財産として将来にわたって保全する必要があります。

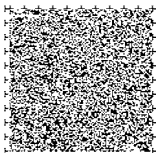


## 【施策】

### (1) 文化芸術に親しむ機会の充実

#### ア 県民の鑑賞等の機会の充実

- ① 県有文化施設において、各施設の特色を活かした魅力ある公演等を開催します。また、公演等の事業を実施するにあたっては、働く世代や子育て世代が参加しやすい取組みを進めます。
  - 「アクロス福岡」において、国内外の一流の音楽家による公演、安価な入場料で楽しめる「ランチタイムコンサート」、小さな子ども連れの家族でも楽しめる「アクロス・クラシックふえすた」など多彩な事業を展開します。
  - 「ももち文化センター」において、魅力ある舞台芸術の公演等を招聘するとともに、働く世代等も参加しやすい夜間講座を含め、演劇、茶道、邦楽、書道などを学ぶ講座を開設します。
  - 「九州芸文館」において、国内外の優れた作品を紹介する美術展や県立美術館が所蔵するコレクションを紹介する展覧会、筑後地域等で受け継がれてきた伝統芸能や伝統文化を紹介するイベントなどを開催するとともに、絵画、彫刻、陶芸などを学ぶ講座の開設や一定期間、国内外の芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスなどに取り組みます。
  - 「県立美術館」において、本県の美術を多角的な視点で紹介する展覧会や国内外の優れた作品を紹介する展覧会、県民から作品を公募する福岡県美術展覧会（県展）、地域住民が参画する移動美術館展の県内各地域での開催など多彩な事業を展開します。
  - 「県立図書館」において、出版物の収集・保存・提供・展示等を行うことで、文化芸術に関するものを含めて様々な本との出会いの機会を創るとともに、県内図書館間の相互貸借の充実、図書館ボランティアの育成などにも取り組みます。
- ② 県有文化施設において、鑑賞等の機会を提供するにあたっては、人権の視点を持って展示、イベント等を企画、開催するとともに、障がいのある人や外国人など多様な人々が利用しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 県庁1階ロビーにおいて音楽公演、能楽公演、障がい児者美術展を開催するなど公共施設における文化芸術の公演や展覧会等の開催に努め、子育て世代や高齢者をはじめ、県民が住んでいる地域で身近に文化芸術を直接鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ④ 「県立美術館」に所蔵する美術品をインターネット上で鑑賞できる「バーチャル美術館」の開設など、オンラインによる鑑賞の機会の充実を図ります。
- ⑤ 「アクロス福岡」の「文化観光情報ひろば」やウェブサイト「アクロスおでかけナビ」において、九州・沖縄、山口エリアの音楽公演、演劇公演、文化講座、祭りなどの情報の収集・提供に努めます。





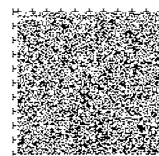
## イ 文化芸術に関する県有文化施設の充実・活用促進

- ① 障がいのある人や外国人、小さな子ども連れの家族など、多様な人々が利用しやすいよう、音声ガイド、外国語による表記、託児室の設置など県有文化施設的环境整備に努めます。
- ② 県有文化施設において、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン等を踏まえ、利用者と一緒に創意工夫を行いながら感染防止対策に取り組みます。
- ③ 九州・沖縄、山口エリアの博物館等と連携した「ミュージアム周遊パス」の発行など、県有文化施設への県内外からの利用促進や県民が広域的に文化芸術を鑑賞等する機会の充実に努めます。
- ④ 県有文化施設において、県民が主体的に文化芸術に関する事業を企画し、実施する取組みを進めます。
- ⑤ 地域住民の文化芸術活動の拠点である市町村文化施設等と県有文化施設が連携し、文化イベント、職員の資質向上研修といった共同事業の実施や主催事業に関する情報の相互発信などの取組みを進めます。

## (2) 文化芸術を育む人づくり

### ア 青少年・高齢者の文化芸術活動の充実

- ① 「ふくおか県民文化祭」において、青少年が日頃から実践する美術、舞台芸術などの文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会を提供します。
- ② 「アクロス福岡」において、小学生から高校生で構成される「ジュニアオーケストラ」の活動に対する支援や未就学児も入場できるオペラ公演の開催など青少年の文化芸術活動の充実に努めます。
- ③ 「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」において、日本と交流のあった国々の文化や歴史を親子で体験できる機会や古代の暮らしや技術を青少年が体験できる機会を提供します。
- ④ 県有文化施設において、若者や高齢者、障がいのある人などを対象として、観覧料の免除や割引チケットの販売等を行い、鑑賞の機会の充実に努めます。
- ⑤ 読書ボランティアや社会教育主事等から構成される「読書活動応援隊」が保護者に読み聞かせの手法を伝授するなど「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた読書活動の取組みを進めます。
- ⑥ 「シニア美術展」や高齢者を対象とした短歌・俳句、囲碁・将棋等の文化交流大会を開催し、文化芸術活動を通じた高齢者の生きがいづくり、世代間交流や社会参加を促進します。
- ⑦ 高齢者が、長年文化芸術活動に取り組んできた豊富な知識や経験を生かして、地域社会等において活躍できる場の充実に努めます。

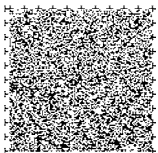


## イ 学校教育における文化芸術活動の充実

- ① 小・中・高等学校、特別支援学校が、「九州国立博物館」や「県立美術館」、「九州歴史資料館」において行う美術作品等の鑑賞や、出土した土器等の実物資料に触れる体験といった学習活動を支援し、文化芸術に関する教育の充実を図ります。
- ② 「アクロス福岡」において、小・中学校を九州交響楽団によるクラシック演奏会に招待し、質の高い芸術を鑑賞する機会を提供します。
- ③ 小学校や特別支援学校へプロの演奏家を派遣し、楽器演奏体験活動等を行う出前授業を実施します。
- ④ 小・中学校、特別支援学校等へプロのダンサーや能楽師などを派遣し、児童生徒が様々な芸術や伝統芸能等に触れる機会を提供します。
- ⑤ 県立学校において芸術科目の教員採用を定期的に行うなど学校教育における指導者の確保に努めます。
- ⑥ 福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟が開催する福岡県高等学校総合文化祭や福岡県中学校総合文化祭などを支援し、学校の文化部活動の活性化を図ります。

## ウ 文化芸術の担い手の育成・確保

- ① 若手芸術家の活動を支援するため、文化芸術に関する県内外の留学・研修制度、コンテスト等に関する情報提供や「アクロス福岡」のウェブサイト「アクロスおでかけナビ」において若手芸術家の公演等の広報などに取り組みます。
- ② 「アクロス福岡」において、プロのヴァイオリニストを目指す子どもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供など、育成から活動の場の提供まで長期に亘って若手芸術家を育成する取組みを進めます。
- ③ 県有文化施設において、学芸員資格取得のための博物館実習生や学生のインターンシップなどの受入れや、博物館活動に興味があり、アートコーディネーター<sup>1</sup>等を目指そうとしている人を対象とした研修会を開催するなど、文化芸術活動を支える人材育成に努めます。
- ④ 文化芸術の振興に携わる職員を対象として、文化芸術における多様性や人権の知識を学ぶ研修を開催し、職員の資質向上を図ります。
- ⑤ 県と文化芸術団体や文化施設等が連携し、県民が文化に親しむ手助けをしたり、地域文化の魅力を伝える活動を行う文化ボランティアや地域において文化芸術活動のリーダーとなる人材を育成し、その活動を支援していく取組みを進めます。



※1 文化施設や文化芸術団体における事業の企画、運営等を担い、地域・市民とアート・アーティストとの橋渡しとなる人。

## エ 顕彰の実施

- ① 福岡県文化賞創造部門・社会部門により、県民文化の向上・発展に貢献し、業績が顕著な個人・団体を表彰します。
- ② 福岡県文化賞奨励部門により、本県の文化芸術の向上に将来にわたって貢献することが期待できる個人・団体を表彰します。
- ③ 福岡県地域文化功労者表彰により、長年の活動により本県の地域文化の振興に貢献し、その功績が特に顕著な個人・団体を表彰します。

### (3) 文化的・歴史的景観等の保全・活用

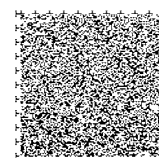
#### ○ 文化的・歴史的景観等の保全・活用

- ① 県内各地域の文化資源でもある良好な景観を保全・整備・創造する「美しいまちづくり」への関心を高めるため、県内各地域のまちづくりの取組みの発表やまちづくり団体の活動を紹介するパネルの展示などを行う「福岡県景観大会」を開催します。
- ② 個性豊かで美しく、誇りを持って次世代に継承することができるまちづくりを推進するため、本県の美しい風景を描いた絵画や写真等を幅広い年齢層から募集する「福岡県美しい景観選」を実施し、作品の展示や表彰を行います。
- ③ 福岡県美しいまちづくり条例に基づき広域的な景観計画を策定し、複数の市町村の区域にわたる良好な景観の形成・保全を図ります。
- ④ 都市・地域計画や景観、コミュニティづくりなどに関する各専門分野の人材を「まちづくり専門家」として登録するとともに、地域住民団体や市町村に対して派遣し、県内各地域で抱えているまちづくりに関する諸課題の解決を支援します。
- ⑤ 文化財保護法で定められている文化的景観及び伝統的建造物群をはじめ、地域に残る歴史的な建造物、集落や町並み、景観等を地域で守り、次世代に継承していく取組みを支援します。

#### 【成果指標】

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

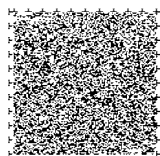
施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
2 文化芸術に親し むことができる 環境づくり	文化芸術を直接鑑賞した県民の割合	64.5% (R2調査)	75.0% (R7調査)
	ふくおか県民文化祭県主催事業の参加者数	81,181人 (R1)	100,000人 (R7)



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

## 【参考】

- 計画期間中に耐震改修工事等により休館する県有文化施設
  - アクロス福岡「福岡シンフォニーホール」  
休館期間：令和3（2021）年8月1日～令和4（2022）年9月30日
  - アクロス福岡「国際会議場」  
休館期間：令和4（2022）年3月1日～令和4（2022）年9月30日
  - 大濠公園能楽堂「能舞台」、「見所」  
休館期間：令和3（2021）年1月1日～令和3（2021）年12月31日
  - 九州芸文館「大交流室」、「教室工房1・2」  
休館期間：令和2（2020）年10月1日～令和3（2021）年7月31日

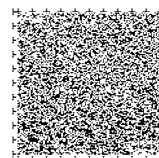


### 3 障がいのある人の文化芸術活動の推進

#### 【現状・課題】

- 障がいのある人の文化芸術活動は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的な障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するために推進するものです。
- 障がいのある人の文化芸術活動は、学校や福祉施設はもとより、文化施設、社会教育施設、商業施設など、身近で多様な場において行われる必要があります。
- 身近な地域において、障がいのある人もない人も共に鑑賞・創造・参加といった文化芸術活動を行うことができるよう市町村の取組みを促進することが求められています。
- 文化芸術の鑑賞にあたっては、文化施設等のハード面の整備だけでなく、鑑賞をサポートする取組みや適切な対応ができる人材の育成などソフト面の充実が求められています。
- 県では、「ふくおか県民文化祭」開催事業の一つとして、「ふくおか県障がい児者美術展」を県内5会場で開催するとともに、入賞作品については「ふくおか県民文化祭記念式典」において表彰しています。
- 県では、県内の障がい福祉サービス事業所やNPO等が開催する障がいのある人の作品の展覧会やダンス公演などを支援しています。
- 県内の障がい福祉サービス事業所等では、障がいのある人の作品の販売や2次使用による商品化などに取り組んでいるところも増えています。
- 創造した作品に関する著作権、著作権などの諸権利の取扱いについて、作者をはじめ制作や販売などに携わる人の理解が必要とされています。
- 県では、「福岡県障がい者芸術文化活動支援センター」<sup>1</sup>を設置し、障がいのある人や障がいのある人を支援する団体が文化芸術活動を始める、または、進めるにあたって、鑑賞や創造、発表の方法など様々な疑問に対応する相談体制を整備しています。
- 学校や障がい福祉サービス事業所等において、障がいのある人の文化芸術活動を支える人材の育成・確保が求められています。
- なお、障がいのある人の文化芸術活動を推進することは、ともすれば「障がいのある人の文化芸術」という分類・枠組みがあるという印象を強め、その他の文化芸術活動との分断を生じさせるのではないかと懸念もあることを十分に留意し、その推進を図っていく必要があります。

※1 障がいのある人の芸術文化活動の一層の推進を図ることを目的に、障がいのある人の芸術文化活動を支援する地域の拠点として県が設置している機関。芸術文化活動を行う障がいのある人やその家族、障がい福祉サービス事業所等に対する相談支援、活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり、障がいのある人による表現活動の発表機会の確保等の業務を行っている。



## 【施策】

### (1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進

#### ア 鑑賞の機会の拡大

- ① 県有文化施設において、文化芸術を鑑賞する際の情報保障（手話通訳、音声ガイド等）の取組みを進めます。
- ② 県有文化施設において、声を上げて体を動かして楽しむクラシックコンサートや展示作品に触れることができる展覧会など鑑賞しやすく、施設を利用する動機付けとなるような公演や展覧会等を開催します。
- ③ 特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等へ劇団や楽団等を派遣し管弦楽、児童劇、演芸等の公演を実施するアウトリーチ活動を推進し、居住する地域にかかわらず、文化芸術活動に触れる機会の創出に努めます。

#### イ 創造活動・発表機会の拡大

- ① 地域の多様な人たちが交流しながら作品を創造し、発表できる機会を充実し、障がいのある人もない人も共に相互理解や多様性を受け入れられる社会の実現を図ります。
- ② 「ふくおか県障がい児者美術展」の開催をはじめ、市町村にも協力を求め、障がいのある人が創造した作品を発表する機会の拡大を図ります。
- ③ 障がい福祉サービス事業所等へ美術や舞台芸術などの専門アドバイザーを派遣するとともに、障がいの特性に応じた創作支援を学ぶセミナーの開催などに取り組み、障がい福祉サービス事業所等における創造活動の充実を図ります。

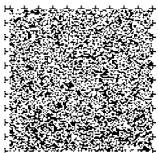
### (2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり

#### ア 創造活動への支援

- ① 「福岡県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がいのある人の文化芸術活動に関する相談や助言、情報提供などを行います。
- ② 著作権など創造した作品に関する権利の理解を促進するため、福祉関係者、教育関係者などを対象とした、作品の権利保護等の専門家による研修会を開催します。
- ③ 障がいのある人が創作した作品について多くの人に鑑賞してもらうだけでなく、作品の販売や収益の向上につなげていく新たな仕組みづくりに取り組みます。

#### イ 文化芸術活動を支える人材の育成・確保

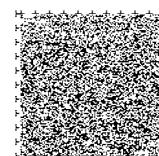
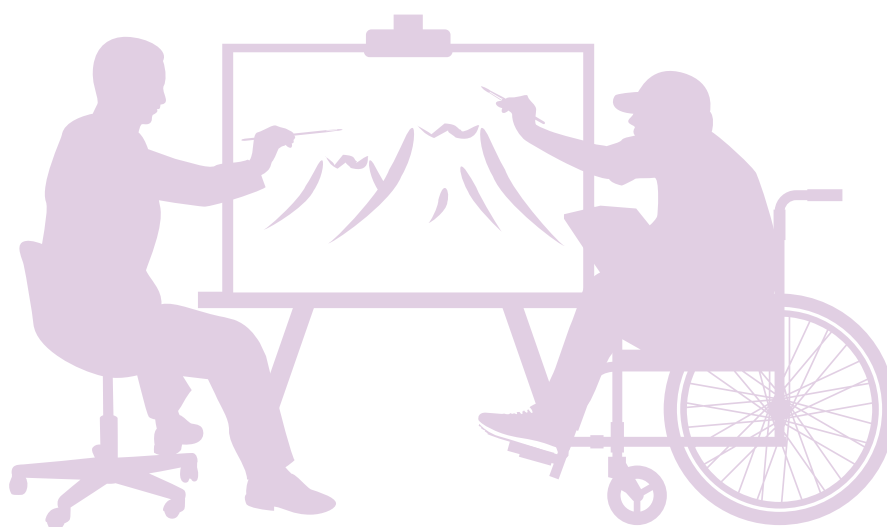
- ① 文化施設、学校等において創造活動の指導・支援を行う人材や、鑑賞支援を行う人材の育成に努めます。
- ② 市町村、福祉団体、文化芸術団体、教育機関、行政等の関係者が持つ課題を共有し、専門家等が助言する場の提供などにより、文化芸術活動を支える関係者を増やすとともに、ウェブサイトやSNSを使用し、継続して情報交換ができる環境を整備します。



## 【成果指標】

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
3 障がいのある人の文化芸術活動の推進	文化芸術活動を行った指定障がい福祉サービス事業所の割合	50.8% (R2調査)	60.0% (R7調査)
	障がいのある人の文化芸術活動に関する施策(相談体制・支援者育成)への満足度 ※施策が「十分である」と回答した指定障がい福祉サービス事業所の割合	19.5% (R2調査)	40.0% (R7調査)



## 4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

### 【現状・課題】

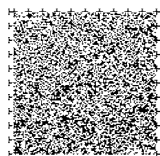
- 少子高齢化により、地域に伝わる伝統芸能や文化財の保存・継承が困難になる状況が見られます。一方、県内には、京築地域の「日本一 京築神楽の里づくり」など伝統文化を活かしたまちづくり、観光振興等に取り組んでいる事例があります。
- 「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」を基本コンセプトに開設した「九州国立博物館」は、アジアの文化交流や地域文化の拠点としての役割を担っており、文化交流の推進のため、一層の機能充実が求められています。
- アジアの諸外国に近く経済や文化など様々な分野で緊密な交流の歴史を築いてきた本県の特徴を活かし、文化芸術によるアジア諸国をはじめ世界各国との相互理解を促進することが必要です。
- 国際スポーツ大会等の開催は、本県の文化芸術を国内外に発信する好機であり、国際スポーツ大会等と文化芸術事業を連動させ、本県の文化芸術の魅力をアピールする必要があります。

### 【施策】

#### (1) 文化芸術を活用した地域活性化

##### ○ 文化芸術を活用したまちづくり・産業・観光等の振興

- ① 民俗芸能、伝統工芸品、祭り等地域で継承されている伝統文化や生活に根差した衣食住の文化、景観、歴史等の地域資源などの魅力を活用した地域活性化の取組みを進めます。
- ② アニメやマンガの舞台となった場所を活用したまちづくりなど、アニメ、マンガ、ゲーム等といったコンテンツを活用した地域活性化の取組みを促進します。
- ③ 文化芸術が持つ社会的・経済的価値を活かし、観光振興や地域コミュニティの再生、都市と農村の交流の促進など地域課題の解決を図る取組みを支援します。
- ④ 様々な文化資源の魅力に触れ、文化への理解を深めることができる機会を国内外の来訪者に提供する「文化観光」について、博物館、美術館等を拠点とした総合的かつ一体的な推進に関する計画を策定し、地域の文化について理解を深め、国内外から多くの観光客を呼び込む取組みを促進します。





## (2) 文化芸術を通じた国際交流の推進

### ○ アジアその他地域等との文化芸術を通じた国際交流の推進

- ① 「九州国立博物館」において、海外博物館等との文化交流協定を締結し、共同調査研究、文化財や資料の貸借、展覧会やシンポジウムの開催など交流事業に取り組みます。
- ② 文化遺産の保存に携わる専門家の交流や囲碁を通じた青少年の相互交流など友好提携地域をはじめとするアジアその他地域等との交流事業に取り組みます。
- ③ 本県を訪れる外国人や留学生に対し、日本文化や本県の文化を体験する機会を提供し文化交流を図る団体や大学の取組みへの支援に努めます。
- ④ ウェブサイト「アジアンビート」において、まんが、アニメ、ファッション、J-POP 等の若者文化情報を多言語（日本語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）、英語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語）で発信し、若者文化による交流を進めます。

## (3) 文化芸術の魅力の発信

### ○ 国内外への文化芸術の魅力に関する情報の発信

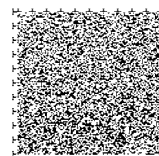
- ① ウェブサイトやSNSによる文化・イベント情報の多言語での発信に加え、駐福岡総領事等を対象とした県内の文化等を紹介するツアーの開催、県庁「福岡よかもんひろば」やアクロス福岡「匠ギャラリー」、アンテナレストラン「福扇華」<sup>1</sup>における伝統工芸品等の紹介など多様な手法で本県魅力を国内外へ発信します。
- ② スポーツ大会やスポーツイベントの関係機関と連携して、伝統工芸品をはじめ、地域の祭りや文化、歴史、自然などを紹介し、本県魅力を国内外へ発信します。

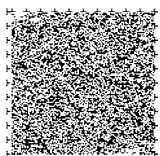
### 【成果指標】

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
4 文化芸術を活用 した地域づくり と魅力の発信	「アクロスおでかけナビ」へのアクセス件数 (文化・イベント情報の提供)	110,097件 (R1)	120,000件 (R7)
	アクロス福岡「匠ギャラリー」来場者数	86,156人 (R1)	150,000人 (R7)

※1 平成30(2018)年11月に東京都千代田区麹町で開業した常設型アンテナレストラン。県産食材をふんだんに使った料理を提供しているほか、県の観光や文化、伝統工芸品等のPRを行っている。

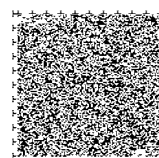




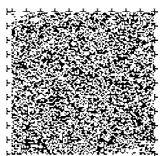
このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

〈第5章〉  
推進体制

文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

# 第5章 推進体制

## 1 推進体制

計画の推進に当たっては、国、市町村、文化芸術団体等と連携して取り組んでいきます。  
なお、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や、計画期間中に行われる次期総合計画策定の議論などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### (1) 市町村や国、都道府県との連携

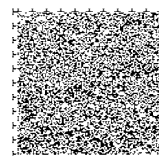
- 文化芸術の振興は、住民にとって最も身近な行政主体である市町村が、その地域の実情を踏まえながら取り組むことが、効果的であり重要です。
- 県は、地域の総合的なプロデューサー、コーディネーターとして、県民の文化芸術活動が円滑に行われるための条件整備や環境づくりを進めます。また、市町村と緊密に連携することにより、地域の実情に応じた文化芸術振興施策を展開し、この計画を推進していきます。
- 同時に、国や他の都道府県とも様々な局面で連携を図っていきます。

### (2) 文化芸術団体等との連携

- 県内各地域には、福岡県文化団体連合会加盟団体をはじめとする文化芸術団体が、様々な文化芸術活動を展開しており、本県の文化芸術を振興する上で大きな役割を担っています。
- 小・中・高等学校等においては、子どもたちが文化芸術の魅力を理解し、愛する心や豊かな感性を育むため、文化芸術に関する体験学習や鑑賞機会の充実などに取り組んでいくことが期待されています。また、大学等の高等教育機関においては、芸術家の養成、地域の文化芸術活動への助言・提案、文化芸術振興に必要な調査研究などに取り組み、地域の文化芸術振興の推進に積極的な役割を果たすことが期待されています。
- 企業は、その経済活動のみならず、文化芸術についての理解と関心を深め、地域の文化芸術活動への支援や企業がもつ技術やサービス等の経営資源の活用など地域の文化芸術の振興に取り組んでいくことが期待されています。
- 県は、これらの文化芸術団体や教育機関、企業等との緊密な連携を図りながら、この計画を推進します。

### (3) 庁内連携

- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野との施策との有機的な連携が必要であることから、庁内関係部局による連絡会議を設置し、文化芸術振興施策を総合的、計画的に推進します。
- 様々な分野にわたり多くの組織によって行われる文化芸術振興施策が全体として調和し、効果的に行われるよう、個別の課題に応じて関係部局との間で密接な連携を図り、その解決に取り組んでいきます。



## 2 進行管理

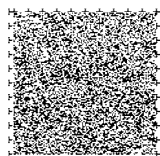
本計画に掲げた施策の具体的な取組みの進捗状況、成果、解決すべき課題を毎年度確認しながら、P D C Aサイクル<sup>1</sup>により、計画の実行性を高めていきます。

また、進捗状況については毎年、福岡県文化芸術振興審議会に報告し、意見を求めます。

### 【成果指標】（再掲）

施策の柱	指 標	現状値 (年度)	文化芸術振興基本 計画の数値目標 (年度)
1 文化芸術の振興	自ら文化芸術活動を実践した県民の割合	21.5% (R2調査)	30.0% (R7調査)
	『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の構成資産への来訪者数	949,741人 (R1)	1,000,000人 (R7)
2 文化芸術に親しむことができる環境づくり	文化芸術を直接鑑賞した県民の割合	64.5% (R2調査)	75.0% (R7調査)
	ふくおか県民文化祭県主催事業の参加者数	81,181人 (R1)	100,000人 (R7)
3 障がいのある人の文化芸術活動の推進	文化芸術活動を行った指定障がい福祉サービス事業所の割合	50.8% (R2調査)	60.0% (R7調査)
	障がいのある人の文化芸術活動に関する施策(相談体制・支援者育成)への満足度 ※施策が「十分である」と回答した指定障がい福祉サービス事業所の割合	19.5% (R2調査)	40.0% (R7調査)
4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信	「アクロスおでかけナビ」へのアクセス件数(文化・イベント情報の提供)	110,097件 (R1)	120,000件 (R7)
	アクロス福岡「匠ギャラリー」来場者数	86,156人 (R1)	150,000人 (R7)

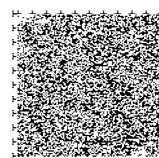
(注) 現状値については、令和2(2020)年1月より世界に広がった新型コロナウイルス感染症の影響が考えられるが、数値目標については、新型コロナウイルス感染症の収束を想定して設定している。



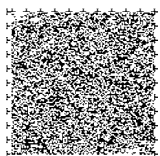
※1 Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すことにより、効率性、有効性を向上させていくマネジメント手法の一つ。

資料編

文化芸術振興  
基本計画



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。



## 福岡県文化芸術振興条例

令和2年3月31日  
令和2年福岡県条例第7号

### 目次

前文	41
第一章 総則（第一条—第四条）	42
第二章 基本計画等（第五条・第六条）	43
第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策	44
第一節 文化芸術の振興（第七条—第十二条）	44
第二節 文化芸術に親しむことができる環境づくり（第十三条—第二十一条）	45
第三節 障がいのある人の文化芸術活動の推進（第二十二条—第二十八条）	46
第四節 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信（第二十九条—第三十一条）	47
第四章 雑則（第三十二条・第三十三条）	47
附則	47

文化芸術は、人々が暮らしの中で、自由に楽しみ、親しみ、創り出していくものである。

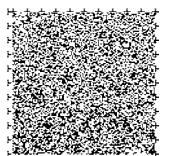
また、年齢、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人に社会参加の機会を与え、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う精神をはぐくむものである。

本県は、古来、中国大陸や朝鮮半島に近接する地理的条件により、アジアと我が国との交流の玄関口として栄えてきた。我が国が海外の多様な文化の影響を受けつつも、これを深化させ、誇るべき独自の文化を形成する上で、本県は、その窓口として重要な役割を果たしてきた。

明治時代には、鉄鋼業や石炭産業などが勃興し、日本の近代化を支えるとともに、産業の発展に伴い、全国から多くの人々が本県に集まり、その交流の中で、新たな文化が生まれ、はぐくまれてきた。

こうした歴史的背景により、開放的で明るく、進取の気性に富む県民性が培われてきた。

このような中、本県の誇るべき文化を守り、より良いものに高め、将来世代に受け継いでいくとともに、一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することにより、県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現を目指していかなければならない。ここに、県、県民及び文化芸術団体等が連携し、本県の文化芸術の更なる振興を図るため、この条例を制定する。



## 第一章 総則

(目的)

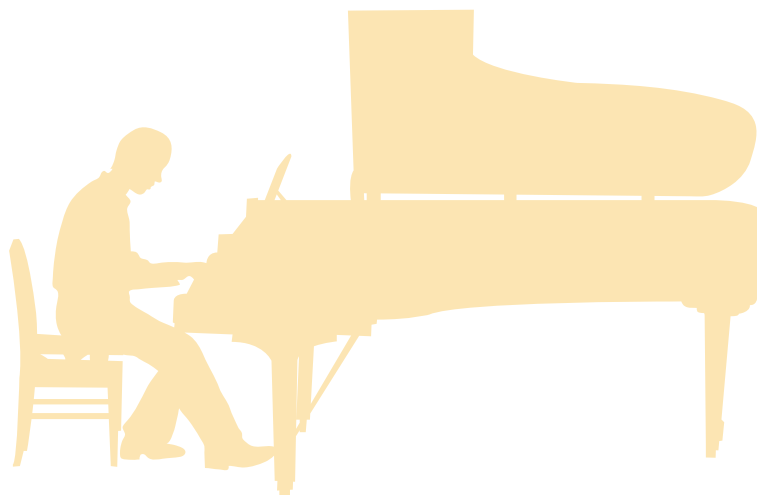
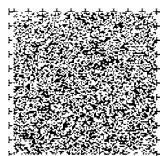
### 第一条

この条例は、文化芸術の振興に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

### 第二条

- 1 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行うものの自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行うものの創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の文化芸術活動の推進が、文化芸術活動への参加又は創造における物理的又は心理的な障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性及び能力の発揮並びに社会参加が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、県内各地域の歴史、風土等を反映した特色ある多様な文化芸術が保護され、その発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、本県の文化芸術が広く発信されるよう、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進が図られなければならない。



8 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

### 第三条

県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国、市町村等との連携)

### 第四条

県は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、文化芸術団体、文化施設、学校、研究機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業その他の関係機関との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

### 第五条

1 知事は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条の二に規定する地方文化芸術推進基本計画（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）第八条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を含むものとする。以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、福岡県文化芸術振興審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(福岡県文化芸術振興審議会)

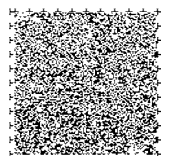
### 第六条

1 県に福岡県文化芸術振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する施策の推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

### 第一節 文化芸術の振興

(芸術の振興)

#### 第七条

県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(伝統芸能等の継承及び発展)

#### 第八条

県は、伝統芸能（能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。以下同じ。）、民俗芸能（神楽、風流、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。以下同じ。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史並びに風土の中で形成されてきた風俗慣習の継承及び発展を図るため、これらの公演、活動等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(伝統工芸の継承及び発展)

#### 第九条

県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、後継者の育成、技術の継承、作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(芸能及び生活文化の振興等)

#### 第十条

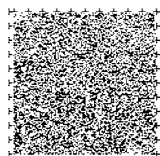
県は、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。））及び生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(文化財等の保存及び活用)

#### 第十一条

県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(世界文化遺産等の継承)

#### 第十二条

県は、世界文化遺産、無形文化遺産、世界の記憶その他の世界的に価値を認められた遺産を次代へ確実に受け継ぐために、これらの顕著な価値を守り、広く世界に伝える施策を講ずるものとする。



## 第二節 文化芸術に親しむことができる環境づくり

(県民の関心及び理解)

### 第十三条

県は、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

### 第十四条

県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術を鑑賞する機会の創出、地域における文化芸術活動を行う環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

### 第十五条

県は、青少年が人間性及び創造性並びに郷土への誇り及び愛着を高めることができるよう、青少年が文化芸術に触れる機会の提供、青少年の文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

### 第十六条

県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、体験学習等文化芸術に関する教育の充実、文化芸術団体等が学校において行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化芸術活動の充実)

### 第十七条

県は、高齢者の文化芸術活動の充実を図るため、高齢者がその豊富な知識や経験を生かし、積極的に文化芸術活動に参加し、活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の担い手の育成及び確保)

### 第十八条

県は、文化芸術に関する創造的活動を行うもの、伝統芸能を伝承するもの、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有するもの等文化芸術の担い手の育成及び確保を図るため、人材育成に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

### 第十九条

県は、自らが設置する文化施設に関し、施設の充実に努めるとともに、公演及び展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

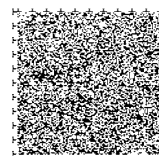
### 第二十条

- 1 県は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
- 2 県は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(地域の文化的な景観等の保全)

### 第二十一条

県は、文化的な、又は歴史的な景観の保全及び活用を図るため、景観の保全活動等に必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。



### 第三節 障がいのある人の文化芸術活動の推進

(鑑賞の機会の拡大)

#### 第二十二條

県は、障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供、障がいのある人が文化施設を円滑に利用できるような設備の充実等障がいの特性に応じた合理的配慮の提供（福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）第二条第五号に規定する合理的配慮の提供をいう。）により、文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創造の機会の拡大)

#### 第二十三條

県は、障がいのある人が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障がいのある人が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(作品等の発表の機会の確保)

#### 第二十四條

県は、障がいのある人の文化芸術の作品等の発表の機会を確保するため、その作品等に関する情報の発信、その発表のための催しの開催の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

#### 第二十五條

県は、障がいのある人の文化芸術の作品等に係る所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(作品等に係る事業活動への支援)

#### 第二十六條

県は、障がいのある人の文化芸術の作品等に係る販売、公演その他の事業活動が円滑かつ適切に行われるよう事業者等との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

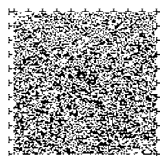
#### 第二十七條

県は、障がいのある人の文化芸術活動について、障がいのある人、その家族その他の関係者からの相談に応ずるため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

#### 第二十八條

県は、障がいのある人の文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。



## 第四節 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

(文化芸術を活用した地域活性化)

### 第二十九条

県は、文化芸術の活用による地域の活性化を図るため、文化芸術を活用したまちづくり並びに産業及び観光の振興に資する取組みを推進するものとする。

(文化芸術を通じた国際交流の推進)

### 第三十条

県は、県民とアジアその他の地域の人々との相互理解の促進及び友好提携を締結している地域その他の地域との関係の発展を図るため、文化芸術を通じた国際的な交流に資する取組みを推進するものとする。

(文化芸術の魅力の発信)

### 第三十一条

県は、前二条の施策を効果的に推進するため、本県の文化芸術の魅力に関する情報を国内外へ発信するものとする。

## 第四章 雑則

(表彰)

### 第三十二条

知事は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものに對し、表彰を行うことができる。

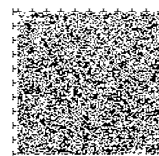
(財政上の措置)

### 第三十三条

県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

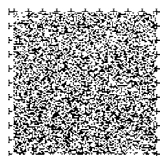
この条例は、令和二年四月一日から施行する。



## 資料2 福岡県文化芸術振興審議会委員名簿

氏名	所属・職名等
いとやま ゆうこ 糸山 裕子	福岡県立ももち文化センター（ももちパレス）館長 特定非営利活動法人アートマネジメントセンター福岡 代表理事
いまがわ ひでこ 今川 英子	北九州市立文学館 館長
いま はやし きゆう 今林 久	福岡県議会議員（福岡県文化議員連盟）
うだ がわ のりと 宇田川 宣人	福岡県文化団体連合会 理事長 九州産業大学 名誉教授
おおもり ようこ 大森 洋子	久留米工業大学建築・設備工学科 教授 文化審議会専門委員（世界文化遺産部会、文化財分科会第二専門調査会及び第三専門調査会）
おがた けいこ 緒方 恵子	伝統工芸士
きく かわ りつこ 菊川 律子	放送大学福岡学習センター 前所長
しお た よしひさ 塩田 芳久	株式会社西日本新聞社編集局くらし文化部 専任職・編集委員
しま たに ひろゆき 島谷 弘幸	九州国立博物館 館長 文化審議会委員
たか はし ひろし 高橋 敬	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 常務理事
たくしま のりこ 多久島 法子	能楽師
にし もと けん 西元 健	福岡県議会議員（文教委員会）
ニック・サーズ	有限会社フクオカ・ナウ 代表取締役
の ほら たか し 野原 隆士	福岡県議会議員（県民生活商工委員会）
ひ ぐち りゅうじ 樋口 龍二	特定非営利活動法人まる 代表理事
ひ だ きょうこ 樋田 京子	太宰府市教育委員会 教育長
ひ の あきひろ 日野 晃博	株式会社レベルファイブ 代表取締役社長 / CEO
ふじ はら けいよう 藤原 恵洋	九州大学大学院芸術工学研究院 教授 文化審議会専門委員（世界文化遺産部会）
みぞ た みゆき 溝田 みゆき	福岡県高等学校芸術・文化連盟筑後支部 理事長 福岡県立三潴高等学校教諭
もり ひろこ 森 弘子	学校法人筑紫女学園 理事 公益財団法人古都大宰府保存協会 理事
わし の あきこ 鷺野 彰子	福岡県立大学人間社会学部 准教授

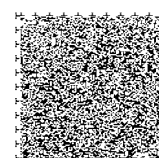
※ 令和3年3月31日現在  
※ 敬称略、50音順

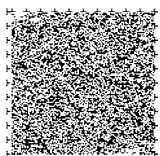




### 資料3 福岡県文化芸術振興審議会での審議経過

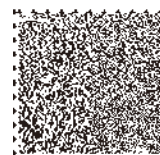
開催日	主な審議事項等
令和2年 7月31日	<p>【第1回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事からの諮問 「文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画について」</li> <li>○ 福岡県文化芸術振興基本計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の経緯等について</li> <li>・ 計画の構成について</li> <li>・ 施策の柱について</li> <li>・ 施策の方向性について 等</li> </ul> </li> </ul>
9月8日	<p>【第2回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県文化芸術振興基本計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4章「施策の展開」について</li> <li>・ 第5章「推進体制」について</li> </ul> </li> </ul>
11月17日	<p>【第3回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県文化芸術振興基本計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申案について</li> <li>・ パブリックコメントの実施について</li> </ul> </li> </ul>
12月14日	<p>【第4回審議会（書面開催）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県文化芸術振興基本計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申の決定について</li> </ul> </li> </ul>





このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

本県では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。本計画に基づく取組は、SDGsの「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」、「目標11. 包摂的で完全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の実現に資するものです。

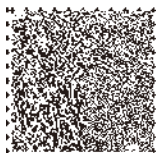




## 福岡県文化芸術振興基本計画

発行日／令和3年3月

編集／福岡県人づくり・県民生活部文化振興課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3382 FAX 092-643-3347  
E-mail:bunshin@pref.fukuoka.lg.jp



このマークは目の不自由な方などが  
使う音声コードです。

### 福岡県行政資料

分類記号 JA	所属コード 5200205
登録年度 02	登録番号 0001